

「1940年体制」にみる不完備契約の展開 —市場ベース型資本主義「移植」挫折に伴う日本型経済システムの成立過程—

A Development of Incomplete Contracts seen in the “1940 system”
The Process of Establishment of a Japanese-style Economic System following the setbacks of “Transplantation” of Market-based Capitalism

内橋 賢悟

要旨

一般に新古典派経済学の成長モデルにおいて、市場参加者は外生的に付与された選好に基づいて利己的に効用最大化を図ると認識される。いわゆる「市場インセンティブ」が市場参加者の利己的な効用最大化を図るため、このような現象が生じるのである。ただし市場を操作する主体は、市場競争を通じて達成される効用最大化を目的として掲げている。ゆえに合理性・効率性の達成を求めながらも、同時に民主的な市場操作主体として彼らが市場参加していることを軽視してはならない。さらに市場を構成する一員として商品（財・サービス）供給に従事する彼らは、「制度」が善き市民にとって代わる優れた政府の必要条件であることも認識している。ゆえに制度自らが価格や数量の調整を図る道徳として機能し、呼応して市場による再分配機能の修正に従事していることを、我々は再認識する必要がある。

このように市場において制度の存在が不可欠とされるのであれば、新古典派経済学の経済モデルにおいても、非合理的な市場取引が行われていることになる。米国の指導的ラディカル派経済学者であるサミュエル・ボウルズ（Bowles, S）は、自著『制度と進化のミクロ経済学』（塩沢由典、磯谷明德、植村博恭訳 NTT出版 2013年）において、ミクロ経済理論を駆使して人間行動と制度が相互作用によって如何に進化を遂げてきたかを明らかにする。ボウルズは、このような状況を「不完備契約市場」と呼び、財・サービスと貨幣との交換の場（市場）において、供給主体（市場における権力主体）が権力に基づかない「市場による公平な再分配」を歪曲化させている現状を指摘する。ゆえに市場の供給主体が自らの権力を通じて（「公平な再分配」を展開する）市場を操作する非合理性がもたらされていることを軽視してはならない。すなわち市場とは、新古典派経済学の成長モデルを通じて市場主導の内生的・持続的均衡が相互作用を伴いながら機能するに至る場であることを我々は認識する必要がある。

さらに我々が軽視してはならない現象として、このような「契約の不完備性」は内生的・持続的均衡を通じて、やがて市場全般において「抗争交換」の現象が生じることが挙げられる。このような状況であるがゆえに、社会的利益行動を通じて利己心を活用する政策主体へと権力を集約させながら生じる同交換が、「制度」による市場の公平な再分配に貢献・寄与している事実を軽視してはならない。「制度」自らが頑健性を通じて市場の競争性を抑え込んでいるため、このように市場自らが非合理的な現象を生み出しているためである。しかも市場操作主体が権力を伴って達成される以上、「制度」が権力主体の市場コントロールせざるを得ない現状をも軽視すべきではない。

一般に、市場における経済行動は財・サービスと貨幣との「交換」を通じて達成される。ところが、既述した「抗争交換」が「契約の不完備性」をもたらすという事実ゆえに、市場が公平な再分配機能を備えているわけではないことが理解できよう。ゆえに市場機能の競争優位性とは、供給主体主導の「交換」を通じて不都合な諸要素を排除する傾向がある。この市場の特異性により、たとえ「公平な再分配」のため自らが秩序を保つように用いられたとしても、「制度」は

市場参入者を取り巻く環境(法・ルール)としての一翼を担わなければならない。さらに「制度」が果たすべき役割とは、このように公平性を前提とする市場の交換過程にとどまるものではなく、それを取り巻く様々な外的要因をも含んでいる。すなわち行動規範・慣行・自己に課する行為コードなどインフォーマルな慣習の公平性をも含む概念として、「制度」は「市場の公平な再分配」を貢献している事実を我々は認識しなくてはならない。

さて、このような市場の「公平な再分配」に貢献・寄与する「制度」は、一国においてとどまるものではなく、国境を越えて「移植」される場合が数多く存在する。では「制度」が一国から他国へと「移植」される場合、果たして如何なる現象がもたらされるのであろうか。たとえば「制度」それ自らが保持する特異性ゆえに、「移植移植」を通じて「移植」主体国の政策意図と「移植」対象国の現実的状況とが乖離するという「意図せざる結果」の現象が予想されよう。ゆえに「移植」主体国が交換を通じて「移植」対象国の市場均衡を図ろうと試みたとしても、この「意図せざる結果」によって、「移植」対象国において不完備契約市場が成立することは容易に予想にされよう。

一般に市場の存在意義とは、ミクロ経済理論と経済行動との相互作用を通じて市場参入者が経済行動に従事している点に求められる。ところが、このように一国の「制度」を他国に「移植」するような場合、「移植」対象国において生じる現象は、この「意図せざる結果」によりミクロ経済理論と経済行動との相互作用とは無関係に生じているのである。このように「移植」対象国において「契約の不完備性」が生じており、結果として市場に非合理性が生じているとの認識を導き出すことが可能になる。

既述した契約の不完備性の実態について、本稿は日本型経済システムに多大なる影響を及ぼした「1940年体制」を通じて明らかにすることにしたい。同体制は包括的な統制経済の展開を前提としており、封建的な経済システムを通じて市場による公平な再分配を妨げるように作用し、なおかつ契約の不完備性を生み出す「意図せざる結果」をもたらしたという歴史的経緯が認められるためである。

キーワード：1940年体制・市場ベース型資本主義・「制度移植」・契約の不完備性・市場システム・歴史的連続性

I：はじめに

一般に新古典派経済学の成長モデルにおいて、市場参入者は外生的に付与された選好に基づいて利己的に効用最大化を図ると認識される。いわゆる「市場インセンティブ」が市場参入者の利己的な効用最大化を図るため、このような現象が生じるためである。ただし市場を操作する主体は、市場競争を通じて達成される効用最大化を目的として掲げている。ゆえに彼らが合理性・効率性の達成を求めながらも、同時に民主的な市場操作主体として彼らが市場参入していることを我々は軽視してはならない。さらに市場を構成する一員として商品(財・サービス)供給に従事する彼らは、「制度」が善き市民に取って代わる優れた政府の必要条件であることも認識している。制度自らが価格や数量の調整を図る道徳として機能し、呼応して

市場による再分配機能の修正に従事していることを、我々は再認識する必要がある¹⁾。

このように市場において制度の存在が不可欠とされるのであれば、新古典派経済学の経済モデルにおいても、非合理的な市場取引が行われている。アメリカの指導的ラディカル派経済学者であるサミュエル・ボウルズ(Bowles, S)は、自著『制度と進化のミクロ経済学』(塩沢由典、磯谷明德、植村博恭訳 NTT出版 2013年)において、ミクロ経済理論を駆使して人間行動と制度が相互作用によって如何に進化を遂げてきたかを明らかにする。ボウルズは、このような状況を「不完備契約市場」と呼び、財・サービスと貨幣との交換の場(市場)において、供給主体(市場における権力主体)が権力に基づかない「市場による公平な再分配」を歪曲化させている現状を指摘する。ゆえに市場

の供給主体が自らの権力を通じて（「公平な再分配」を展開する）市場を操作する非合理性がもたらされていることを我々は軽視してはならない。すなわち市場とは、新古典派経済学の成長モデルを通じて市場主導の内生的・持続的均衡が相互作用を伴いながら機能するに至る場でもある²⁾。

さらに我々が軽視してはならない現象として、このような「契約の不完備性」は内生的・持続的均衡を通じて、やがて市場全般において「抗争交換」の現象が生じることを挙げる必要がある。このような状況であるがゆえに、社会的利益行動を通じて利己心を活用する政策主体へと権力を集約させながら生じる抗争交換が、「制度」による市場の公平な再分配に貢献・寄与している。「制度」自らが頑健性を通じて市場の競争性を抑え込んでいるため、このように市場自らが非合理的な現象を生み出しているわけである。しかも市場操作主体が権力を伴って達成される以上、「制度」が権力主体の市場コントロールせざるを得なくなる³⁾。

一般に、市場における経済行動は財・サービスと貨幣との「交換」を通じて達成される。ところが、既述した「抗争交換」が「契約の不完備性」をもたらし、市場が公平な再分配機能を備えていると認識するには及ばない。ゆえに市場機能の競争優位性とは、供給主体主導の「交換」を通じて不都合な諸要素を排除する傾向がある。この市場の特異性ゆえに、たとえ「公平な再分配」のため自らが秩序を保つように用いられたとしても、「制度」は市場参加者を取り巻く環境（法・ルール）としての一翼を担わなければならない。「制度」が果たすべき役割とは、このように公平性を前提とする市場の交換過程にとどまるものではなく、それを取り巻く様々な外的要因をも含むことも欠かせない。すなわち行動規範・慣行・自己に課する行為コードなどインフォーマルな慣習の公平性をも含む概念として、「制度」は「市場の公平な再分配」に多大なる貢献を果たしている事実を我々は認識しなくてはならない。

さて、このような市場の「公平な再分配」に貢献・寄与する「制度」は、一国においてとどまるものではなく、国境を越えて「移植」される場合が数多く存在する。では「制度」が一国から他国へと「移植」される場合、果たして如何なる現象がもたらされるのであろうか。たとえば「制度」それ自

らが保持する特異性ゆえに、「移植移植」を通じて「移植」主体国の政策意図と「移植」対象国の現実的状況とが乖離する「意図せざる結果」の現象が予想されよう。「移植」主体国が交換を通じて「移植」対象国の市場均衡を図ろうと試みたとしても、この「意図せざる結果」によって、「移植」対象国において不完備契約市場が成立することもまた容易に予想にされよう。

一般に市場の存在意義とは、ミクロ経済理論と経済行動との相互作用を通じて市場参加者が経済行動に従事している点に求められる。ところが、たとえば一国の「制度」を他国に「移植」するような場合、「移植」対象国において生じる現象は、「意図せざる結果」によりミクロ経済理論と経済行動との相互作用とは無関係に生じている。このように「移植」対象国において「契約の不完備性」が生じている点において、市場に非合理性が生じているとの認識を導き出すことが可能になる⁴⁾。

既述した契約の不完備性の実態について、本稿は日本型経済システムに多大なる影響を及ぼした「1940年体制」を通じて明らかにすることにした。同体制は包括的な統制経済の展開を前提としており、封建的な経済システムを通じて市場による公平な再分配を妨げるように作用し、なおかつ契約の不完備性を生み出す「意図せざる結果」をもたらしただけである。

本稿は、先ず市場をクリアしない均衡に関する制度論的解釈を用いることによって、「1940年体制」による「不完備契約市場」成立の実態を明らかにしていきたい。具体的な手法として、先ずジャンジャック・ルソー（Rousseau, J.J.）による『社会契約論』アプローチ、トマス・ホブズ（Hobbes, T.）による『リヴァイアサン』アプローチ、およびジョン・ロールズ（Rawls, J.B.）による『正義論』アプローチなどを通じて、同体制がもたらした「意図せざる結果」の経緯について明らかにしていきたい。次に、市場をクリアしない均衡に関する制度論的解釈を行うことにしたい。具体的な手法として、ボウルズ型「最後通牒ゲーム」を通じて、パワー行使、もしくは互惠的利他行動を用いながら、「不完備契約市場」が日本に定着するに至った歴史的経緯について明らかにしていきたい。さらに、これらを前提にして、野口悠紀雄氏が唱える「1940年体制」が後の日本市場に「契

約の不完備性」をもたらした経緯について包括的に明らかにしたい。

Ⅱ. 「制度移植」に関する理論の応用・展開

1. ボウルズ型「最後通牒ゲーム」にみる契約の不完備性

サミュエル・ボウルズは自著『制度と進化のミクロ経済学』（塩沢由典、磯谷明德、植村博恭訳 NTT出版 2013年）において、ミクロ経済理論を前提とする人間行動と制度が如何にして相互作用を遂げて進化を遂げるようになったかを明らかにする。ボウルズは、その根元的な視点を通じてそれらを統合させた上で、それらが現代経済を成立させる諸要素をなす根拠を制度経済学の立場から明確化させている。彼の研究テーマは制度経済学の立場から政治経済学のミクロ的基礎づけはじめ広範囲に及んでいるが、彼自らの研究姿勢は新古典派経済学の限界性を唱えている点で、終始一貫している。

一般に新古典派経済学の解釈においてホモ・エコノミクスである利己的な経済人は市民・従業員・ビジネス・パートナー、或いは潜在的な犯罪者であれ、すべて非道徳的であると想定される。対してボウルズによる見方は、市場の交換過程における消費者、もしくは生産者にこだわらず、両者に作用する動機は自己利益にとどまるものではないとされる。市場交換が利己的な理由によって行われる以上、後述する「最後通牒ゲーム」における互惠性動機の事例が経済行動の付随的現象として生じるためである。このゲームの特徴は、他者が如何なるタイプで何をしたか、何をしているかに条件付けられていない点に集約される⁴⁾。たとえば統制に基づく互惠性動機が、市場において生物学上の利他主義的行動をもたらす、特異な現象が生じるとされる。人間を含む動物は、個体の絶滅を避けるため、自らを犠牲にして特定集団の他者利益を与える利他主義的な行動を起こす場合が存在することが、この「最後通牒ゲーム」が生じる要因をなすわけである。

さて「制度移植」が行われる場合、この生物学的な利他主義行動は如何に現実の問題として反映されるのであろうか。たとえばボウルズは「利他主義的な懲罰」の存在を挙げているが、競争優位性を掲げる市場システムが他国に「制度移植」さ

れる場合、集団に利益をもたらす規範を犯した国は、「移植」対象国において自らが犠牲を払う行動を起こす。では仮に、このような互惠性動機が存在するのであれば、「移植」対象国の市場参入者は自らが属する集団の平均的利益を増加させる規範を強く遵守することが促され、むしろ利他主義的な行動を制御する主体が必要不可欠とされるのであろうか。ゆえに、市場システムにおける「互惠的利他主義」達成のためには、むしろ利他主義的な行動をコントロールするパワーの存在が不可欠な事態をもたらすのであろうか⁵⁾。

いずれにせよ、このように自己利益を超越して信頼や公正に対する関心にまで及ぶような場合、交換当事国のうち少なくとも一国は他者に対して権威を行使しながら自らの利益を推進するようになり、やがてパワー行使の存在が不可欠とされることは言うまでもないだろう。このパワー行使に即応するかの如く、全ての交換当事者が自由に取引を行うことができ、やがて競争均衡が成立するに至るためである⁶⁾。パワー行使の要因として、このように「公平な再分配」を行う市場が機能し、契約の不完備性が成立するに至るわけである。ゆえに本稿は、このパワー行使について明確化していきたい。

既述した市場の特異な事情ゆえに、ボウルズによる指摘もまた、市場を構成する外的環境に及ぶことは明らかであろう。たとえば市場参入者の交換動機が自己利益にとどまらず、自己利益を超越して信頼や公正に対する関心にまで及ぶことも予想されよう。いずれにせよ、外的環境としてのパワー行使の存在が重視されることは言うまでもない。交換当事者のうち少なくとも一人は他者に対する権威行使を通じて自己利益の最大化を図っている以上、全ての交換当事者が自由に取引を行う市場環境それ自らが競争均衡に寄与するようになるため、パワー行使それ自らが市場均衡全般の達成に寄与するわけである⁷⁾。

このようにパワー行使を前提とする「互惠的利他主義」の思想的背景として、ジャン=ジャック・ルソー（Rousseau, Jean-Jacques）が唱える『社会契約論』の存在が挙げられよう。ルソーは自著『社会契約論』において「互惠的利他主義」の存在を指摘する。ゆえに新古典派経済学のモデルにおいて定義される利己主義的な合理的経済人もまた、

市場参入者として効用最大化を図るのではなく、同時に「互恵的利他主義」をも満たす「契約の不完備性」をもたらしていることは明らかであろう⁸⁾。

ルソーは「あるがままの人間」のための「ありうべき法律」に基づく統治手法の正当性を指摘する。このような人々の行動を条件付けるための要因として、動機づけ、制約する願望・目的・習慣・信念、および道徳の存在が挙げられよう。「各構成員の身体と財産を、共同の力ですべてをあげて守り保護するような、結合の一形式を見出すこと。そしてそれによって各人が、すべての人びとと結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること」(一篇六章)の必要性を、ルソーは唱えたのである。ゆえにルソーにとり契約とは、「各構成員はそのすべての権利とともに、(自分を) 共同体の全体にたいして、全面的に譲渡すること」(一篇六章)に他ならない。このルソー型『社会契約論』は孤立的私人としてではなく市場における共同体の一員として実現することが前提とされる。そのため、市場参入者は自らの集約的な自己立法を通じて真の政治的自由を実現させることは言うまでもない。ゆえに、この『社会契約論』の影響を受けたとされるボウルズの「互恵的利他主義」において、人間は社会契約を通じて主権すなわち一般意志の行使を許容することから、『社会契約論』と同様に「一般意志はつねに正しく、つねに公の利益を目指す」(二篇三章)ようになる⁹⁾。

以上の展開を前提とするのであれば、ボウルズが認識する市場において、市場参入者は市民、従業員、ビジネス・パートナー、或いは潜在的な犯罪者であれ、完全に利己的で非道徳的であると想定しなければならない。市場の交換過程において作用する動機が自己利益にとどまるものではなく、さらに自己利益を超越して信頼や公正に対する関心にまで及んでいるため、このような現象が生じるわけである。このように交換当事者のうち少なくとも一人は他者に対して権威を通じて自らの利益を推進する以上、いずれにせよ契約の不完備性が成立することが否めなくなる。市場において全ての交換当事者が自由に取引を行うことができ、なおかつ競争均衡が機能しているにもかかわらず、市場利益が「契約の不完備性」をもたらすに至るわけである¹⁰⁾。

このパワー行使を前提とする内生的強制の現象は、具体的にトマス・ホブズ(Hobbes, T.)著『リヴァイアサン』を通じて明らかにすることができよう。以下、そのように考えるに至った根拠について、「パワー行使を前提とする内生的強制の根源」に関する概念を用いながら明らかにしてみたい。

2. パワー行使を前提とする内生的強制の根源

ボウルズが唱えるパワー行使において、市場は参入者としての諸個人の間が生じていることから、市場において個人が孤立していないために生じる。ゆえにパワー行使が脅しと制裁の内容を含むようになり、その存在は市場の不確定性を強める結果をも許容するに至る。このパワー行使に関する分析は、たとえばホブズからパーソンズに至るまでの研究者にとっても分析対象とされ、市場においてパレート改善的な結果を可能にするものの、制裁を通じて他人に被害をもたらす点で倫理的原則を侵害する可能性を伴うものとして認識されている。では、このような状況下において、仮に「制度移植」が図られるとしたら、果たして如何なる現象が生じるのであろうか。

たとえばボウルズは、ナッシュ均衡を通じてパワーの連続的行使が可能になるとの認識を示す。同均衡に関して、ハーバード・ギンタス(Gintis, H.)は次のように指摘する。たとえば個人Bが個人Aに対してパワーを保持するためには、個人Bが個人Aに対して制裁を課す、もしくは制裁を科すと脅すことによって、個人Bは個人Bの利益を促すように個人Aの行為に影響を及ぼすものの、個人Aは個人Bに対して同様の能力を持つには至らない¹¹⁾。この現象を「制度移植」に当てはるのであれば、制裁を伴う連続的行使が「移植」対象国に契約の不完備性をもたらす経緯が確認できよう。すなわち「B国がA国に対してパワーを持つためには、B国がA国に対して制裁を課す、もしくは制裁を科すと脅すことによって、B国はB国の利益を促すようにA国の行為に影響を及ぼす」現象が認められるに至る¹²⁾。

さらに、この現象を日米間の「制度移植」に当てはめてみることにしよう。たとえば米国型市場ベース主義の対日「移植」の過程において、米国は自国の利益を促すように日本の経済行動に影響

を及ぼしているとの解釈が可能になろう。米国が日本に対してパワーを持つためには、米国が日本に対して制裁を課す、もしくは制裁を科すと脅すことによって、米国自らが自国の利益を促すように日本の行為に影響を及ぼすようになるため、「制度移植」の現象が生じるに至ると解釈できるわけである。

以下、この現象が生じるに至る根拠を、1651年にホブズが著した『リヴァイアサン』を通じて明らかにしてみよう。同著はピューリタン思想とは逆に、物体の自然状態は運動しており、静止しているのではないと認識する。さらにホブズ著『人間論』は、このような物資論的な行動原則を人間の行動様式として応用・展開し、市場において人間は如何にして感覚・欲望・食欲などの刺激を受けるのかを明らかにしている。ホブズ著『市民論』に記されたように、パワー行使に基づく市場交換が人間の相互作用を通じて政治力学に影響を及ぼすとの認識が、『人間論』によって指摘されたためこのような現象が生じるわけである。

以上を前提にすると、ホブズが認識する国家および人間の相互作用とは、国家・人間のいずれもが思想もしくは政策によって行動するものではなく、むしろ自己中心的な快楽主義者であることが理解できよう。ただし国家・人間の行動を決める動機とは、自然状態において愚昧な私利私欲に導かれているようになり、ホブズ自らが指摘するように国家的政策・人間の人生が「孤独で、貧しく、卑劣で、残酷で、短い」ことから、やがて「万人がお互いに戦争状態となる」。ゆえに、両者は破壊的な結末をもたらしかねない。このように人間社会が市民国家や法による規則が機能しない状態、すなわちホブズが認識する「自然状態」にあるならば、(道徳的な意味ではなく、肉体的な条件において) 皆が平等で、国家・人間は生き延びることに対して情熱的な愛情(がもたらす自然権)を持つ必要性が生じるようになる¹³⁾。このような状況下において国家間で「制度移植」が図られるとするのであれば、一定程度の合理性(自然の法則)のもとパワー行使に基づく競合する力と力との間の均衡状態こそが、「制度移植」に伴い生じる内生的強制的根源になると考えられよう。市場交換に基づく国家・人間の相互作用とは、このようにホブズ型パワー行使を前提として複数国間で均衡状

態をもたらすに至るわけである。

ゆえに、たとえ国家が絶対君主制であろうとも民主的な議会制であろうとも、国家間の「制度移植」が「移植」主義のパワーによって支えられており、日米間で「制度移植」が行われるように、強い政治的影響力を後ろ盾にしているのであれば、以下の現象が生じることになろう。すなわち米国が、その政治的・軍事的影響を背に、ホブズ「リヴァイアサン」の思想に基づいて「制度移植」を展開していたとの解釈が可能になろう。このように「制度移植」の過程において「リヴァイアサン」の思想を織り込むことにより、たとえば「移植」主体国が暴力と絶対的権威を独占的に保持しながら「制度移植」を行使することによって、はじめて市場による公平な再分配が可能になる。

このようにして、「移植」主体国の絶対的権力の行使が市場均衡を保つことによって「契約の不完備性」が生じるに至る。ゆえに、たとえ「移植」主体国が自らのパワー行使を通じて均衡状態を生み出したとしても、それは最適反応行動を反映した結果に過ぎないとの解釈が可能になろう。このように制裁がパワー行使にとり不可欠となることから、利益を確保するために制裁を課さない方法の存在意義すら消失するようになる。

この、いわば「暴力主義的な」契約の不完備性が成立するに至った背景として、本稿はジョン・ロールズ (Rawls, J. B.) 型「正義論」アプローチの存在が挙げることにはしたい。以下、ロールズ著「正義論」を挙げながら、このように考えるに至った理由を明らかにしよう。

3. 互惠性に基づく平等の規範理論にみるパワー行使

18世紀から19世紀にかけてのヨーロッパにおいて、二つの代表的思想すなわちカント (Immanuel Kant, 18世紀ドイツの哲学者) 哲学、対するJ.ベントム (Bentham, Jeremy), J.S.ミル (Mill, John Stuart) など功利主義 (utilitarianism) の思想が及ぼす影響が強まるようになった。カント哲学において行為の背後にある道徳行為の正当化を求めると対し、功利主義は人間の幸福最大化を追求するためである。前者において道徳的考察を行う際に欲求・利害・感情を排除するのに対して、後者では市場システム自らが重要視される¹⁴⁾。このよ

うな現象が生じるのは、後述するように道徳的・封建的な経済システムが市場による公平な再分配を歪める「意図せざる結果」をもたらした結果であると解釈することが可能であろう。

一方で、たとえばカントの倫理思想は「義務論的リベラリズム」とも呼ばれ、正義に関する理論とりわけ道徳的・政治的理想において正義を優位と認識する特徴が認められる。その際、各人が自分自身の目標・利益・善の構想を伴うことから、この人格の多様性を伴う社会を最善に調整する必要性が生じる。ゆえに特定の善の構想を前提としない市場原理を通じて、社会がコントロールされるようになる。結果として「正しさ」(right)の概念が善に優先し、善は独立に付与されたものになる¹⁵⁾。

このようにカントの倫理思想が「義務論的リベラリズム」と呼ばれることが正義に関する理論、すなわち道徳的・政治的理想に基づく正義が優位性を有する以上、「移植」された市場において各人は自分自身の目標・利益・善の構想を展開する。のみならず、既述した人格の多様性によって立つ社会を最善に調整するためにも、如何なる特定の善の構想も前提としない原理によって社会がコントロールされるようになる¹⁶⁾。「正しさ」(right)の概念が善に優先し、善は独立に付与されているため、道徳的・封建的な経済システムが市場による公平な再分配を妨げる事態が懸念されることは否めない。この善に対する正しさの優位を主張するカントの倫理思想は、やがてジョン・ロールズによるカント解釈にも引き継がれるに至る。ゆえにカント的なりベラリズムは、今日においてロールズのリベラリズムとして再解釈されたとの認識が可能になる¹⁷⁾。

ロールズは自らの『正義論』(1971年)を構想するにあたり、ロックはじめルソー、カントに代表される社会契約の伝統的理論を一般化しようと試みていた。その際、彼は平等に近い意味での「公正」という要素と「自由」とを両立させる形で「正義論」を唱えた。そのためロールズの正義論は、功利主義よりも優れた正義に関する体系的解釈の代替案として認識することが可能になる¹⁸⁾。そのためロールズは自らの『哲学史講義』において、善意志があらゆる比較を超越する程度の高い価値が内包しており、その価値が我々の許容可能な傾

向すべてを秩序化させることから、それは幸福を上回る満足に相当すると認識される。このように、善意志は無条件につねにそれ自体が善であるならば、善意志はそれ自らが善いとされる他のすべてよりも価値があるとの解釈が可能になる¹⁹⁾。

ゆえに複数国間にわたって「制度移植」が行われる場合、市場における交換は短期的かつ匿名的關係を有するのではなく、むしろ長期的かつ人間的關係に基づく封建的關係に収斂するようになると考えられよう。このように市場自らが封建的なシステムを生み出すようになるため、市場取引において完備契約の条件が満たされるには至らない。たとえば善意志がもたらすパワー行使のもと、高度に競争的な市場取引が一般的になり、1つの相互作用に関与する人数は当該市場で取引する人数よりもはるかに少数にとどまる、いわゆる「ショートサイド」の現象すら慢性化するようになる。

これらの現象を「制度移植」として応用・展開するのであれば、均衡において取引したいとする取引がより少ない市場の側、すなわち市場のショートサイドと名づけられる側にいる国の存在価値が重視されるようになる。このように市場がクリアされないこととパワー行使との間において、資本主義経済における財・サービスと貨幣との交換がショートサイド・パワーによって実現されている限り、それによってもたらされる内生的強制がパワー行使を前提にして成立させるに至ることは否めない²⁰⁾。

交換は多くの場合、短期的かつ匿名的關係を有するのではなく、このように長期的かつ人間的關係に基づいているため、交換過程において働く動機は自己利益にとどまらず、自己利益を超越して善意志がもたらす信頼や公正に対する関心にまで及ぶようになる。そのため「制度移植」に関わる複数の国々のうち、たとえば「移植」対象国において市場主体が善意志に基づいて権威を行使する場合、市場機能がもたらす利益は同国市場の操作主体に帰着する現象が認められる。市場において全ての交換当事者が自由に取引を行うことができるものの、このように競争均衡において内生的強制性がパワー行使を容認させることから、市場の操作主体が封建性を伴いながら利益を得るという非合法性が成立することは、以上の展開においても明らかにできるわけである²¹⁾。

いずれにせよ、市場における個人主義的な競争優位性が「契約の不完備性」を生み出すという皮肉な現象がもたらされるに至る。以下、「制度移植」が行われることによって生じる「契約の不完備性」の政策的実態について、ロック (Locke, J.) の思想体系を用いながら明らかにしてみることにしたい。

Ⅲ. 市場をクリアしない均衡に関する制度的論的解釈

1. 「共通善」(道徳的・封建的システム・社会的規制)にみる契約の不完備性

ロックによる方法論的アプローチは、いわゆる自然状態から始まるとされる。この状態を「制度移植」に関連して応用・展開すると、「移植」主体国、或いは「移植」対象国ともに、これらの国々が内生的に単独に存立していることが判明しよう。ゆえに、たとえば、市場機能を前提にする一連の制度(貨幣や銀行、財産権、競争市場、保険契約、国家など)については、以下のように説明することが可能になろう。ボウルズは個人の選好と集団レベルの制度とが共進化する状況の有効性について明らかにし、このような状況において下位下層単位も上位下層単位も特権的に扱うべきではないとの持論を展開する。典型的な事例として、社会的慣習と種々の財産権のあり方との相互作用が挙げられる²²⁾。

このような「制度」同士の組み合わせは、いわゆる「制度補完性」の現象を通じて以下の現象をもたらすに至る。ロックが唱える「共通善」を通じて、そのように本稿が考える理由について明らかにしてみよう。ロックの思想に基づくのであれば、すべての人が自己保存に専念する。そのため、むしろ人間は自然法による拘束力、拘束性の強弱について関心を示さざるを得なくなる。一般に人間は自然、すなわち創造主から財産を私有する権利を授かっているものとされる。この所有権は「自然に由来」する「自然法 (natural law, Naturgesetz)」の領域に属するため、以下に示されるように、「意図せざる結果」に基づく契約の不完備性が成立するに至る²³⁾。

ロックが指摘する所有権は、このように無制限のものではなく二重の性格を保持する点において特徴を有する。すなわち、第一に自然権は誰にも侵されない私的権利としてのそれであり、第二に

同法は所有権の社会的性格として認識されるようになる。一方で個人的利益を目ざしながらも、同時に「共通善」の達成が求められることになる²⁴⁾。

この共通善は「揺るぎのない明白な秩序の維持」によって実現され、ゆえに道徳律に関するすべての事例をも含むものとしても認識される。いかなる人間・国家の活動やそれに伴う国際秩序また、この「共通善」に基づいていると解釈することが可能になる。このように「共同善」を前提とするのであれば、たとえば封建的な経済システムに代表されるように、経済活動を含めた個々の特殊目的がすべて封建的な道徳概念を「共通善」に従属させられ、同概念が普遍的秩序として機能させるようになる。ゆえに「制度移植」が行われる際も、「移植」対象国の「市場による公平な再分配」が同概念により歪曲化されるようになる。

このように「共通善」が封建的な経済システムを生み出すことに関連して、たとえばW.レプケ (Röpke, W) は私的所有権の制限が市場における「交換的正義」を通じて個々人の所有権を保証し、他人の権利を犯すことを禁じる。所有者による所有権の「徳に基づく行使」は「交換的正義」に属しているのではなく、別の「徳の対象」であり、その義務は法的に拘束されるものではないためである²⁵⁾。このように法的な概念から逸脱することから、やがて「市場による公平な再分配」をもたらさない封建的な経済システムが必要とされるようになり、同様に「移植」対象国において契約の不完備性が成立するに至る。

この点に関連してボウルズは、ロックとレプケの思想を応用しながら、利他主義的な懲罰、すなわち集団に利益をもたらす規範を犯した者に対し、自分自身の犠牲を払ってでも犠牲を課すべきとの主張を展開する。既述した「最後通牒ゲーム」と同様に、互惠性動機の行動を通じて、自らが属する集団の平均的利益を増加させる規範を強く遵守することが促されるならば、それは利他主義的な行動に基づくものになる。ゆえに、同ゲームは他者が如何なるタイプで何をしたか、或いは何をしているかは無視されることになる²⁶⁾。

では、この互惠性が「制度移植」に基づいて国家同士で展開する場合、果たして如何なる現象が生じるに至るのであろうか。この生物学的な利他主義的行動(繁殖適応度)を前提とするのであれば、

たとえば自らが属する国家の絶滅を避けるような場合、国家は自らを犠牲にしてまで他国に利益を及ぼす動機を抑制する場合すら生じよう。このような「意図せざる結果」の現象が生じる理由として、以下の「しっぺ返し行動 (tit-for-tat)」が挙げられよう。経済行動との定義づけ展開することにより、この行動もまた契約の不完備性を生み出すに至る。以下、その具体的な経緯について明らかにしよう。

2. 「しっぺ返し行動」がもたらす契約の不完備性

「最後通牒ゲーム」がもたらす「互恵的な利他主義」の研究において、代表的な理論的モデルとして知られているのが、反復性を伴う囚人のジレンマゲームである。「制度移植」を用いることにより、以下に示す「しっぺ返し行動」が契約の不完備性を生み出す経緯について明らかにしてみよう。

一般に同ゲームにおいて、プレイヤーは相手を裏切ったときに得られる利益がもっとも大きく、次に協力したとき、お互いに裏切りあったとき、相手に裏切られたとき、の順で利益が小さくなる。「移植」国同士の「従属性」についても、同様の力関係が認められよう。このような条件において、表面上は協力的にふるまいながら、相手の裏切りには裏切りかえすという「しっぺ返し」と呼ばれる方法を採用すると、長期的には特定主体が最も利益を得る現象を導き出すことができる。このように互恵的な利他行動が発生するか否かを検証する際、協力した際、もしくは騙した際の適応度の得失が、同ゲームの条件に合致するためである。そのため、両者が同時に利益を得る現象が導き出されるようになる²⁷⁾。さて、この現象を「制度移植」に応用・展開してみると、たとえば双利的な条件において協力関係が成立するものの、囚人のジレンマゲームの条件下において協力関係は成立しない結果をもたらす。

このように「制度移植」に伴う互恵性を進化ゲーム理論に応用・展開してみると、「しっぺ返し戦略」において、その背後に利他主義が存在していることが判明しよう。ゆえに「しっぺ返し」とは、複数の国家間同士で囚人のジレンマの状況に直面しているプレイヤーに対して、最初の回に協力的に行為するように指示し、その後は毎回、相手が毎回行った通りを行うことを意味しよう。すなわち相

手が協力したならば協力し、相手が裏切ったならば裏切るように指示するものである。そのため二国間のしっぺ返しプレイヤーがお互いに遭遇すれば、協力を維持することが可能になり、「移植」主体・対象国ともに利益をもたらすことにもなる。反面、たとえばフリーライダーの国々は「1回限り」の裏切りの利益を得るものの、将来において相手が裏切ってくることで、その報いを受けなければならなくなる。ゆえに、このような国々がただ乗りから受ける利益は限定的であり、協力によってもたらされる利益が拒否される場合すら存在しよう²⁸⁾。

「制度移植」についても、同様の現象が認められよう。たとえば競争性を前提とする市場システムの「制度移植」は、「移植」対象国において封建的な市場環境を成立させる「制度的補完性」をもたらすため、結果として契約の不完備性が成立するようになる。このように市場主義の「移植」が裏切りを前提とするのであれば、利己主義的な経済人の行動結果が契約の不完備性をもたらしていることが明らかになる。

さらに別の条件として、裏切り国に対する制裁が挙げられる。このような制裁が行われる根拠として、利他的行動の交換が挙げられよう。各々が利己的行動を行った方が、より大きな利益を得られるためである。利他的行動の交換による互恵的利他行動が、これらの利己的行動よりも有利になるためには、利己的個体がその行動によって得られる利益を上回るような損失を被る必要がある。このような損失を与えるために、一度裏切られた国に対しては、利他的行動を行ってやらないという形での制裁が必要になる。ところが制裁を行ってしまえば、幾度かの相互作用の後に、利己的個体が利己的行動による利益を上回る損失を被ってしまう。この裏切り国に対する制裁という条件が、互恵的利他行動の進化にとって極めて重要な条件になることが明らかになる²⁹⁾。ゆえに「制度移植」において、この互恵的利他行動が進化する結果、「移植」対象国において合理的経済人の利己的行動が封建的市場を生み出すという契約の不完備性をもたらされるに至るのである。

これらのモデルを応用展開することにより、さらに評判を通じた実効化に基づく間接互恵性の概念を追求することが可能になる。一般に人間社

会では、第三者の目と口が個人の意思決定に強い影響を及ぼす事例が存在する。この見方を国家同士の「制度移植」に応用・展開すると、以下の経緯が判明しよう。すなわち「制度移植」を通じてA国がB国を裏切ったとする場合、その情報が第三者のC国に伝わることによってC国は「A国と交流するのは避けよう」と思うか、「A国に対しては自分も裏切っても構わないだろう」と考える可能性がある。逆に、A国がB国に対して過去に協力行動をとっていたら、それを聞いたC国が「自分もA国に対して協力行動をとろう」と思うかもしれない。このようなメカニズムで人々の相互協力が達成されるためには、各国の性質や過去の行動に関する情報、すなわち「評判 (reputation)」が人々の間に伝播していることが必要である。そのため協力行動をとらない個人は、社会や集団の中での評判を低下させると、やがて交流相手国を見つけて利益を得ることすら困難になる。このように評判の情報が特定国の性質を識別する指標として順調に機能しているのであれば、自国の利益を最大化しようとする国家は協力行動を採用するようになる。一般に評判をメンバー人間間で共有することによって達成されるこの種の互惠性は、「間接互惠性 (indirect reciprocity)」とも称されている³⁰⁾。

以上の展開を通じて、「しっぺ返し行動」を国家同士の「制度移植」に応用・展開すると、「移植」が同対象国において如何なる帰結をもたらすかではなく、米国主導の「移植」が如何なる帰結をもたらすかを考慮する必要性が生じよう。「移植」に関わる複数国は経済行動を展開する際、しばしば行動の帰結だけに興味をもつのではなく、他国の行為者たちが如何なる意図で行動しているかについても興味をもつためである。

このように複数国間にわたる社会的選好の重要な事例として、ボウルズは互惠的動機において認められる特異な現象を挙げる。たとえば米国が他国に自国型システムを「移植」した際、市場主義に対しては寛大さを示すものの、それがもたらす契約の不完備性については「しっぺ返し行動」を与える行為を行わない。「制度移植」が行われる場合においても、或いはそのような現象に対して直接的・間接的な報酬への期待をもつことができない1回限りの相互作用が生じる場合、「強い互惠

性」が発生し、それがパワーを伴う互惠性、すなわち互惠的な利他主義とは異なる現象を導き出される³¹⁾。

ゆえに日本に向けて米国の市場ベース型資本主義「移植」が図られる場合、この「強い互惠性」を通じて同システムに即応した体制が「移植」対象国にも普及すると考えられよう。このような政策展開を国家間の「制度移植」の事例に応用・展開すると、不完備契約市場においてハイエクが主張する「自生的秩序」の概念が成立し、契約の不完備性が発生すると考えられる。以下、そのように考えるに至った理由について明らかにしてみよう。

3. 「移植」に伴うパワー行使・「統制」の展開

一般に利他主義とは、厳密には自然主義的な意味で用いられている。そのため、利他主義を行う生命体は不利益を被る傾向が強い³²⁾。他人に利益をもたらす行動を示す場合、その生物学的な行動結果に基づいて利益と不利益が交互に繰り返されるようになる。この「互惠的な利他主義」を経済政策に反映させるのであれば、既述したように封建的な経済システムが「市場による公平な再分配」を抑制する経済システムが普及するようになる。このような二律背反性を有する現象を明らかにするためには、ハイエク型「自生的秩序」の概念を明らかにする必要がある。以下、その具体的な内容について明らかにしよう。

一般にハイエク型「自生的秩序」の概念において、パワー行使に基づいて内生的強制が成立すると認識される。ハイエクによるアプローチは、具体的に「自生的秩序の理論」もしくは「社会の自己組織化」とも称され、ゆえに社会的に最適な全体的結果を達成しようとする慈悲深い社会的計画者のアクターの潜在が前提とされるものと認識される³³⁾。

ハイエクによる分析の意義は、このように局所的情報に基づいて行動する適応的主体について着目する点に求められる³⁴⁾。その際、ハイエクはパーソンズが指摘する人類社会における進化的普遍の例、たとえば貨幣・市場・官僚制・階層化・民主主義を挙げることによって、それらが市場と私的所有との間に国際的「結びつき (nexus)」をもたらし、それを「拡張された秩序」と呼称する場合が存在する³⁵⁾。

ゆえに「制度」とは、一般に異なる制度を通じて統治され、それら集団間の競争を通じて成立する傾向をも有する。たとえば国家・企業・部族・民族言語集団において必要不可欠な概念でもあり、他国間同士の競争にも貢献する。このように「拡張された秩序」が、「制度」を通じて世界中に広まる可能性すら考えられよう³⁶⁾。ハイエクにとり市場経済とは、文化的集団選択を通じて「制度」が進化し、これらを基礎とする所有権が、たとえばタルコット・パーソンズ (Parsons, T.) が指摘する進化的普遍に必要な内的要因 (リスト) として機能させるに至る特徴をも有する。「制度移植」に伴う国家間の因果関係もまた、契約の不完備性をもたらすに至ることが判明しよう。

ゆえにボウルズ自らが唱えるように、「契約の不完備性」もまた権威に基づくインセンティブと制約が公益の供給に対して抑制されるように設計されている。たとえば、市場において利己心が政策立案者たちの経済的インセンティブを促す場合が存在する。のみならず、資源配分に関する市場の役割が「制度」によって制限されているため、政府やインフォーマルな非市場組織に大きな役割が課されることすら避けられなくなる。以上の展開を経ることによって、いわゆる「拡張された秩序」が市場の不完備性成立に貢献・寄与することになる。

ゆえにハイエク自らが指摘するように、市場ルールは一般化或いは抽象化に耐えたものに限られるようになり、他のルールは形骸化もしくは脱落を余儀なくされる³⁷⁾。呼応して利己主義に必要な政策主体としてのパワー行使の存在感が強まるようになり、それは経済システムの領域にとどまらず、やがて同システムが封建性を伴いながら機能する「意図せざる結果」を生み出すに至る。規範科学の意義を正当に位置づけられることにより、市場参加者の利益最大化を図るルールそれ自らが、「移植」対象国に「移植」された秩序の概念として機能するようになるためである。やがて市場ルールにおける暗黙のルール (rules of thumb)・規範・慣行が、封建的な「制度」として発展させるようになり、パワー行使が社会的合意のあるものとして全市場的規模で認識されるに至る³⁸⁾。

すなわちハイエクの見解に基づくのであれば、市場において自生的ルールが多数の国家・人々の行為をコントロールする。このように市場参加者

の行為を如何にコントロールするかについて、分析の対象が据えられるようになるため、たとえば「制度移植」が行われる場合、市場参加者は商品 (財・サービス) の供給主体 (権力主体) からの情報提供を受けることを余儀なくされよう。結果として「個人的利益のカオス」の下、社会解体への不安・疎外・価値観の崩壊・排除がもたらされるようになり、いずれにせよ道徳もしくは秩序が「制度移植」下の市場操作を展開することが避けられなくなる³⁹⁾。

以上の展開により、市場ベース型資本主義の「移植」過程において、市場はパワー行使のもと内生的・持続的均衡を通じて相互作用を促す効果を保持する。このように政策主体が自らの頑健性を通じて市場環境を抑え込むため、やがて市場は抗争交換を發揮する場としても機能するようになる。「移植」対象国において絶対的な権力の存在が前提とされる以上、たとえ市場参加者が効用最大化に従事したとしても、彼らを取り巻く環境は権力の存在が前提とされ、同モデルは非合理性に満ちたものに過ぎなくなる。このように財交換の場である市場で権力作用が機能する以上、国家的な政治権力を通じて非合理性がもたらされることは言うまでもない。これらの展開においても、「移植」対象国において契約の不完備性が生じるに至る。

このように「制度移植」を通じて、人間の利己主義的経済行動が非合理性に基づく契約の不完備性は、皮肉にも利己主義的な合理的経済人の行動を通じて封建的な経済システムが強まるようになる。この状況により、「移植」対象国において契約の不完備性が「抗争交換」を生み出す場合が常態化することが判明しよう。次に、このように契約の不完備性を生み出す「抗争交換」の実態について、明らかにしてみよう。

IV. 「制度移植」に伴う抗争交換の結末

1. 「交換」に由来する契約の不完備性

一般に労働力商品を含む商品交換の契約は、コスト要因によって達成されると認識される。ゆえに市場において財の購買選択肢が複数に及んでいるものの、権力は選好順序によって他者への懲罰をもたらす傾向を有することが余儀なくされるため、両者の間に抗争交換 (contested exchange) が生じるとされる。そのためボウルズにとり市場

とは、内生的・持続的均衡のもと相互作用を促す効果を保持するという性質を兼ね備える場としても認識される。

この抗争交換は市場の政策主体に権力を集約させ、政策主体自らが頑健性を通じて市場環境を抑え込むことで市場操作を行うことを意味する。このように絶対的な権力の存在が前提とされる以上、新古典派経済学のモデルにおいて市場参加者が効用最大化に従事したとしても、彼らを取り巻く環境は、非合理性に満ちたものに過ぎなくなる。

ゆえに「制度移植」が行われる場合、具体的に以下の現象が生じよう。市場には利益インセンティブが存在するものの、封建的な経済システムの存在ゆえに、それらは道徳と「加法的に分離可能なもの」として認識することが可能になる。そのうえでボウルズは、合理性・効率性を重視するフォーマルな市場組織と政府主導のインフォーマルな非市場組織とが、「市民の倫理」もしくは「他者考慮的な動機」を通じて一体化していることを指摘する。以上を前提とするのであれば、新古典派経済学が指摘する「市場による公平な再分配」の「移植」とは、「移植」対象国においてハイエク型の「自生的秩序」概念を強固なものにさせるという二律背反性を生み出す。ゆえに市場インセンティブが機能する限り、市場において人々が利己的に効用最大化を図ろうとする傾向がさらに強まることが否めなくなる。このような普遍的かつ非道徳的利己心の仮定が市場に存在する限りにおいて、たとえばデイビッド・ヒューム（Hume, D.）による「巧みな悪党の貪欲を阻止する」契約が掲げられたとしても、利益インセンティブが良い市場統治を行うとは限らない⁴⁰⁾。

一般に、18世紀末以降は経済学者に限らず、憲法思想家たちもヒュームの原則を受け入れていることから、ホモ・エコノミクスによる行動が自らの仮説の条件とされる。以上を前提にして「制度移植」が「移植」対象国に市場ベース型市場主義を定着させる場合、所有権さらには民主主義の成熟にも貢献・寄与すべき国家が、統治に関する重要な構成要素として封建的な経済システムを強めるように作用する。呼応して「移植」主体国の制度が「移植」対象国の経済的側面において重要な役割を果たすのであれば、経済面において市場主義的価格決定に対して政府が重要な役割を果たすと

いう二律背反性が生じるようになる⁴¹⁾。

このように市場交換が利己的な理由から行われる現象がもたらす付随的な現象として、既述した「最後通牒ゲーム」による互惠性動機の事例が挙げられよう。この利他主義的な懲罰を通じて、市場参加者は将来利得の期待に左右されることなく規範を犯す者に狙いが定められるためである。大集団における戦略の不利益の一部をも回避できるようにするため、このような矛盾した現象が生じるわけである⁴²⁾。これらの展開においても、「移植」対象国において「互惠的利他主義」を機能させるのであれば、パワ行使の存在が不可欠であることが判明しよう。以下、このように考えるに至った理由を、ロック（Locke, J.）の思想を用いながら具体的に明らかにしてみよう。ロックの自然権としての所有権の「交換的正義」は道徳律に導かれる「徳に基づく行使」の境界を求めているため、それを誰が判断するかに帰着するようになる⁴³⁾。ゆえにロックにおいて、所有権は自然法のもと自己保存の権利・自己保存実現のために機能するようになる⁴⁴⁾。

一般に交換は、多くの場合短期的かつ匿名的關係を有するのではなく、むしろ長期的かつ人間的關係に基づいているために、交換過程における動機は自己利益にとどまらず、自己利益を超越して信頼や公正に対する関心にまで及ぶようになる⁴⁵⁾。そのため交換当事国のうち少なくとも一国は、「移植」対象国において権威を行使することで、自らの利益を大きくできるようにする。結果として「移植」対象国において交換当事者が自由に取引を行うようになり、この内生的強制を通じて競争均衡におけるパワ行使が容認されるにとどまらず、さらに各市場参加者が利益を得るようになる。

2. 抗争交換に関する「社会論」的アプローチ

一般に市場の特徴は多数の売り手と買い手が集い、経済的交換（取引）に従事する点に求められる。市場参加者は売買のためだけに市場に集うとは限らない。ゆえに「制度移植」が行われる場合、市場における交換（取引）が終了するとともに、「移植」主体国・対象国にかかわらず、市場参加者は市場を離れるわけではない。市場において経済的交換（取引）に伴う相互行為が持続的に確認されるわけでもない。「制度移植」によって定着す

る新たな制度すら、市場における社会的関係の樹立を阻む要因として機能する。「移植」によって市場参加者がオーガナイズされる必要性も欠けるため、市場において参加者と非参加者とを区別する境界線を導き出すことも不可能であろう。ゆえに「制度移植」によって定着する制度が「社会」性に欠ける存在となり、「準社会」的であると言わざるを得なくなる⁴⁶⁾。

以上を前提として考えるのであれば、「移植」対象国の「制度」は、制定法・立憲的な財産権ルールや契約からなるフォーマル・ルールなルールに基づいて機能されることが判明しよう。組織体・契約・人々の思考態度の組合せからなる習慣を含む、いわゆるインフォーマル・ルールである。このように「制度」が二律背反性を伴う混合体として機能されるのであれば、「制度移植」は社会原理（或いは、経済的もしくは社会的規制）を「調整」する役割を果たすことは言うまでもない。或いは、その「調整」を通じて、合理的経済人からなる市場で生活する各市場参加者は、市場競争を抑止しながら効用を最大化することすら予想されよう。

既述したように、「抗争交換」は自らの機能を通じて市場参加者間の利己主義的な関わり合いを抑制するように機能する。ボウルズも指摘するように、市場参加者はミクロ経済理論と経済行動との相互作用を通じて経済行動に従事する。ゆえに、「移植」対象国において経済社会が如何なる進化を遂げてきたかについて、理論と経済行動との統合を試みようとすることも可能になる。このように「抗争交換」が市場政策においてコーディネーション（調整）効果をもたらしている点を、ボウルズは着目するわけなのである⁴⁷⁾。

以上を前提にして米韓関係を歴史的に展開してみると、米国が日本に自国型経済システムを「移植」する際、日本において不完備契約市場が生み出される傾向が導き出されよう。呼応して「移植」対象国である日本において過去のルールなどの制度的諸要素がもたらされるようになり、伝統主義的・封建的システムに基づく複数要素を通じて市場機能を調整させようとする。日本における伝統主義的・封建的システムが市場の完全競争を操作するという矛盾した現象が、このようにして導き出される。この二律背反性こそが、「制度移植」を通じて契約の不完備性がもたらされる根拠をなすわけ

である。

以下、日本型経済システムを構築するに至ったとされる「1940年体制」論を明らかにしながら、同体制論が戦後に「連続」して展開する現象を通じて、契約の不完備性が今日へと至っていると考える根拠について明らかにしてみよう。

3. 「連続史」的展開がもたらす契約の不完備性（不完備契約が「移植」挫折をもたらす）

野口悠紀夫氏は、「日本の経済体制はいまだに戦時体制にあることを指摘し、それを『1940年体制論』と名付けた⁴⁸⁾。日本型経済システムにおいて欠かせない経済・社会システムとして、野口氏は同論の存在を挙げる。この見方は、「現在の日本経済を構成する重要な要素は戦間期に作られた⁴⁹⁾」と主張する同氏の「仮説である⁵⁰⁾」。

野口氏は次のように述べる。すなわち、「従来の定説では、戦後経済成長の要因は、主に戦後改革にあると考えられてきた。農地改革や財閥解体など占領軍を背景として行われた改革が、戦前の日本と戦後の日本との間の大きな不連続性を実現して、高度成長の大きな原因になったとする考え方だ。これを『不連続性仮説』と呼ぶことができよう。これに対して、戦前から連続していた要因による影響が大きいとするものであり、その意味で『連続性仮説』といえる⁵¹⁾」

「戦時と戦後の連続性は、特定のテーマに関しては、もっと古くから行われていた。農地改革が戦前から準備されていたか否かに関して、マルクス主義者の間でたまたかわされていた『連続性仮説』がそれに他ならない。実はこのような連続性は農地改革にとどまらず、経済全般にかかわるものであったのである⁵²⁾」と続けたのである。

このことは、経済史家の言葉を借りれば次のことを指していると考えられる。すなわち、「戦前日本資本主義解体史視点と戦後日本資本主義成立史（日本資本主義再編史）的視点との二つの戦後改革への接近方法＝視点の統一を意図しつつ、日本資本主義の戦前から戦後への構造的・段階的变化と、そのなかでの戦後改革の歴史的意義とを考察しようとするならば、まっさきに検討しなければならないことは、敗戦・占領。戦後改革を画期とする日本資本主義の変化についての連続性・断絶性の問題となろう。なぜならば連続性と断絶性の

問題は二つの視点の双方にまたがる問題であり、双方の視点からそれぞれの基本的な問題として明らかにされなければならない問題だからである⁵³⁾。

野口氏が指摘する「連続性仮説」とは、このように1931（昭和6）年から戦後までの日本資本主義の発展・成熟の過程として把握し、戦後改革がそれに適合的、かつ推し進める役割を果たした改革であったとして、経済史的連続性を主張する見方を指すものである。ところで、このような見方については、1931（昭和6）年に始まる「国家独占資本主義の変化・改革」を分析することが絶対的な前提条件とされる。日本経済の諸変化は、すべて「国家独占資本主義変化・改革」を契機としているとみられたからである。占領政策としての農地改革や財閥解体さえも、その歴史的な前提条件（或いは歴史的な原型）は「国家独占資本主義の変化・変革」にあるとされた。占領政策とは、種々の阻害条件により十分な成熟をみなかった「国家独占資本主義の変化・変革」を推し進めた手段であるとみなされたのである。そして、この戦略により「国家独占資本主義の変化・変革」の阻害条件が取り除かれ、成熟した「国家独占資本主義体制」へと「連続」できるわけである⁵⁴⁾。

さらに野口氏は、戦後は高度成長という別の総力戦であり、したがって「1940年体制」が効率良く機能したと主張する。すなわち、「あたかも戦後日本経済は計画経済のごとく⁵⁵⁾」機能し、このように戦時経済と高度経済成長とを全く同列に扱うことによって、「連続性仮説」が機能するに至ったのである。国家独占資本主義へと移行する契機となった大恐慌からの景気回復策は、軍事的・対外侵略的財政インフレ中心のスペンディング・ポリシーや、ソーシャル・ダンピングによる輸出振興策であり、ゆえに一時的・偶然的に行われたのではないのである⁵⁶⁾。

すなわち、野口説において「国家独占資本主義的变化・改革」を起点として、戦後の日本経済の構造が規定されたと認識されたわけである。ゆえに今日の経済も、第一次世界大戦により構造が一層高度化したために、工業生産の拡大と重化学工業の進展が戦後にまで「連続」したという意味で、戦争の遺産のうちに立てられたことになる⁵⁷⁾。

このような見方が主張された背景として、「国家

独占資本主義的变化・改革」が産業構造の高度化とくに重化学工業化をもたらし、それに伴う人口構成や労働者階級の高度化を引き起こした事実が挙げられた。このような変化が、重化学工業化に伴う独占資本の発展、すなわち戦後型日本独占資本主義の端緒の形成である旧財閥の編成替えと新興財閥の成立をもたらすことになったのである。したがって、独占資本の支配力拡大に伴う重化学工業化も、中小企業の再編成＝系列化、下請化として戦後の中小企業形態の原型を成す手段とみられた⁵⁸⁾。

換言すれば、独占組織を動揺させる過程であった独占資本の過当競争の構造が契約の不完備性ゆえに戦後へと持ち越され、やがて米国の市場ベース型資本主義を拒否もしくは受け入れる体制として機能するに至ったのである。野口氏もまた、「1940年体制」により「現在の日本経済を構成する諸要素は戦間期に作られた⁵⁹⁾」と主張する。野口氏の言う「連続性仮説」に相当する仮説において、「1931（昭和6）年につくり出された変化を出発として⁶⁰⁾。国家独占資本主義の変化・改革」が進んだと主張された。このことは野口氏が主張するところの「現在の日本経済を構成する重要な要素は戦間期に作られ⁶¹⁾」た説、すなわち氏の「1940年体制」へと繋がるわけである。

以下、野口氏が主張する「1940年体制」の具体的内容について触れながら、同体制が契約の不完備性をもたらすに至った経緯について明らかにしよう。

V. 「1940年体制」にみる不完備契約の展開

1. 「1940年体制」の政策的連続性

では米国の市場ベース型資本主義が国境を越えて他国へと「移植」される場合、「1940年体制」は如何なる現象を日本経済にもたらすのであろうか。一般市場は「財による対人連結」の場であり、なおかつ交換システムとされる。経済システムにおいて最も核心をなすものが交換システムであるとするならば、市場において「要素間連結の型」が形成されていることに着目する必要がある⁶²⁾。このように「制度移植」を通じて「移植」対象国の制度が同主体国の「制度」へと組み込まれ、やがて「要素間連結の型」を通じて同対象国の「制度」が定着するに至ると考えるからである。

ゆえに「移植」主体国・対象国ともに、「制度」を包摂する環境は社会的システムの構造として認識することが可能になる。「制度」の担い手が人間行為に基づいており、行為を包摂する担い手たちの行為そのものが市場を変革させるため、このような特異な現象が生じるに至るわけである。同構造を変革させようとする動機付けについても、たとえば外部からの「制度移植」である外生的な要因によって構造は変革が余儀なくされるであろう。歴史的な事例に基づいて、これらの現象を応用・展開するのであれば、たとえば古代専制時代から封建制時代にかけての制度の「移行」、封建制時代から共和制時代にかけての制度の「移行」、家父長制家族時代から核家族にかけての制度の「移行」、集团的組織から事業部制組織にかけての制度の「移行」などを通じて、「制度」の変革が時系列的に変遷を繰り返している歴史的事実が判明しよう⁶³⁾。

ゆえに社会システムの変動要因とは、このように「制度移植」によってもたらされる「伝播的」発展、すなわち外生因に基づく社会的発展として認識すべきであろう⁶⁴⁾。「制度移植」を通じて図られる「移植」対象国(後進国)の近代化についても、「移植」主体国の「制度」が「移植」対象国の社会システムの変動要因として認識されることが可能になる。このように「移植」主体国(先進諸国)のシステム「移植」は、「移植」のシステムを内生化するように機能するに至るわけである。

これらを日米関係に置き換えるならば、「移植」対象国において米国の市場ベース型資本主義を受け入れることにより、日本経済の特質である日本型間接金融中心の金融システム、中央集権的財政制度が、それぞれ市場ベース型資本主義を受け入れるように機能するに至った事実が判明しよう⁶⁵⁾。戦時経済の要請を応えるために同政策は人為的に導入され、米国による対日占領政策に代表されるように、従来型の封建的な経済システムが政府主導の旧来型の統制経済システムとして機能させたのである。このことは、封建的な経済システムが市場による公平な再分配によって達成される契約の不完備性をもたらしたことは言うまでもない。

とりわけ、日本型間接金融中心の金融システムが「1940年体制論」によることは、野口氏自らが最も強調するところでもあった。その理由として、日本型間接金融中心の金融システムが、1937(昭

和12)年勃発の日中戦争時の「時局金融」を起源にして始まった点が挙げられる。「戦時金融」が戦時体制の一環として金融統制を今日まで強化させ続けていると野口氏は指摘する。このように戦時体制下の金融システムは、1938(昭和13)年の「臨時資金調整法」、或いは「事業資金調整法」、39(昭和14)年の「国家総動員法」に基づく「会社利益配当及資金融通令」、さらに40年(同15)年の「銀行等資金運用令」によって、ほぼ完成の域に達するまでになったのである⁶⁶⁾。

このように政府主導の政策が市場ベース型資本主義を受け入れる二律背反性において、同様に契約の不完備性を生み出していることが判明しよう。旧来型の統制経済システム、すなわち「1940年体制」を通じて実現へと至ったシステムが、「構造・機能変動理論の意味で均衡している」再分配機能を満たしているためである。この二律背反性が成立している限り、社会システム内において社会変動を起動する力の源泉は存在しない。現行の構造を変えるような行為を始動する動機づけすら、市場参加者たちの経済行動に存在しない。

さらに本稿は、「1940年体制」の一環として金融・租税などに統制が戦前から戦後にかけて連続した展開した点に着目し、これら統制をコントロールする主体としての官僚機構が、戦前から戦後にかけて連続して存在するという契約の不完備性が生じたと考える。「移植」対象国である日本市場において税制上の再分配機能が歪められ、契約の不完備性が成立するに至っているためである。以下、このような認識を示すに至った根拠について、官僚機構の連続的展開を通じて明らかにしよう。

2. 日本型官僚機構成立の根拠

既述したように、「1940年体制」は官僚主導型の経済システムの歴史的連続性を軸にして展開している。野口氏が指摘するように、『戦後改革』によって日本経済の仕組みは大きく変わったはずである。しかし、官僚政府、とりわけ経済官僚の機構は占領軍による『大改革』にもかかわらず、ほぼ無償で生き残った。このことは現在に至るまで日本経済に重要な影響を与えている⁶⁷⁾のために、同体制を始まりとする官僚機構が、いわば「官僚機構の生き残り」として現在もなお存続している。その際、野口氏は、「人事も仕事の進め方もすべて

連続していた。入省時の事務次官は昭和10年入省、秘書課長は18年入省という具合、実際、この組織のままでは終戦など別の世界の出来事のようにだ⁶⁸⁾」との主張を展開した。

では戦後日本において、このような官僚機構の歴史的連続性は米国による対日「制度移植」に如何なる影響を及ぼすに至ったのであろうか。野口氏自らが指摘するように、「1940年体制」論は「官僚や企業人の意識の連続であり⁶⁹⁾」、「最近では、戦後と現在の連続性が様々な機会に指摘されるようになった⁷⁰⁾」。ゆえに「重要なのは制度そのものではなく、その背後にある思想だから⁷¹⁾」、「理念面での連続性に着目した指摘は少ない。現在のわれわれの考え方の源流がどこにあるかの研究は、あまりなされいない⁷²⁾」ために成立した見方でもある。

たとえば当時、米国の市場ベース型資本主義の「制度移植」は、金融政策において日本型「官僚機構の生き残り」を通じて行われていた。このように米国型市場主義と官僚機構が併存するという契約の不完備性は、「制度移植」を前にしてGHQ経済科学局（ESS）における財政課とトラスト・カルテル課との対立が日本側によるGHQへの反発を許した点に集約されよう。或いは当時、財閥以外の商業銀行に対する米国側のイメージが薄かったために、占領軍の要求を跳ね除けるほどにまで強まるようになった。この「占領政策の転換」が、いわゆる「逆コース」の展開を通じて金融機関に対する「過度集中力排除法」適用を免れる「意図せざる結果」を生み出していた。そのため「官僚機構の生き残り」が可能になり、「制度移植」の挫折が契約の不完備性をもたらすに至るという現象が生じたのである⁷³⁾。

このように官僚機構の生き残りが契約の不完備性をもたらした理由として、占領軍が直接軍政ではなく、日本政府を介して行う間接統治方式を採用した点が挙げられよう⁷⁴⁾。野口氏が指摘するように、ドイツに対しては、ナチスに強い憎悪を抱くユダヤ人グループが占領政策に影響を及ぼし、中央政府の徹底的な解体が行われた。対日政策は、ドイツの場合とは異なり過激性に欠けており、ゆえに分割占領が回避されるに至ったため、間接統治方式が採用されたのである。米占領軍が認識する「改革」のイメージがシステムティックなものではなかったため、日本の経済システムを根底か

ら改革しようという意図も、米国側には存在すらしなかった⁷⁵⁾。

一方で、日本は占領政策を経てもなお共産主義の「防波堤」として官僚制度は解体されることなく温存、活用、さらに同制度の人事が存続していた⁷⁶⁾。日本型の間接金融中心の長期資金供給システムを米国型に置き換えるため、占領軍は長期信用銀行の廃止を決めたものの実現せず、さらに大蔵省から独立した金融ボードの設立構想も日銀政策委員会の設立に終わった。呼応して政府主導型の金融ヒエラルキーを戦後においても連続して展開し、そのもとで米国の市場ベース型資本主義が定着する二律背反性が生み出されたのである⁷⁷⁾。戦前から続く帝国・三菱・安田・住友の四大銀行が「過度経済力集中排除法」の適用を免れたことによる影響が大きかった。ゆえに資金の流れは、金融市場による統制よりも強く四大銀行によってコントロールできるようになり、さらに戦前から続く人為的低金利政策が信用割合を強固にし、基幹産業と輸出産業に対する資金の垂直的配分がスムーズに行えるようになった⁷⁸⁾。この、いわば「金融鎖国」体制が資金の国際的流れを中断させ、戦時体制に基づく資金偏在現象を強める市場ベース型資本主義を通じて、契約の不完備性をもたらされるに至ったのである。

この資金偏在現象は、様々な措置により預金預け入れが優遇されていた中小金融機関に悪影響を及ぼすようになった。借入が困難になる資金偏在により、当時は一定以上のリスクをもつ中小企業に対する貸し渋りが生じるようになったためである。中小企業貸出を主とする中小金融機関は大企業の顧客を取得することもできないばかりか、金融資産を抱え込むことさえ余儀なくされていた⁷⁹⁾。一方、「過度経済力集中排除法」の適用を免れた大規模金融機関の資金は、重点的に基礎産業に流れ始めるようになった。結果として、大規模金融機関の資金は基礎産業との結びつきを一層強めることが可能になったのである。同時に、債券発行の独占的地位をもつ長期信用銀行が地方銀行・相互銀行・信用金庫などから集めた資金を吸収し、基幹産業に対する貸出を展開するようになった。このように、戦前に類似した状況が認められるようになることで、日本型間接金融中心の金融システムが再び機能し始めたわけである。「官僚機構

の生き残り」ゆえに、金融システムにおける政策的連続性が認められるに至ったことが判明しよう⁸⁰⁾。

この金融システムにみられた「官僚機構の生き残り」は、日銀を頂点とする「護送船団方式」の復活によって決定的になった。日本型間接金融中心の金融システムを前提とする金融ヒエラルキーが強められた結果、このような特異な現象が生じたのである⁸¹⁾。占領軍が金融改革に全く関わることなかったことによる戦時型の金融体制の維持は、高度経済成長のすための重要要因をなすに至った⁸²⁾。ゆえに戦後日本における契約の不完備性を強固にさせるに至ったことは言うまでもない。

3. 官僚機構の歴史的連続性にみる契約の不完備性

野口氏は、「1940年体制」が企業に及ぼす影響に着目したうえで、日本型システムにおいて企業は利潤を追及するのではないことを指摘する。国家目的のために生産性を上げるべきであり、ゆえに企業の所有と経営は分離されるべきである点が、その根拠として挙げられた。その際、「革新」官僚と呼ばれた官僚群が市場主義に対して及ぼした影響について触れられた。そのうえで、官僚組織が抱く統制主導の政策に対し、国民が官僚による政治家や財界への強い不信感を抱かせ続けている点が着目された⁸³⁾。この傾向は、やがて米国によって「移植」された市場ベース型資本主義を政府主導型に機能させるという契約の不完備性を生み出すに至った。官僚に「革新」が据えられた理由として、その前身である新官僚が反政府的思想を抱いていたため、このような二律背反性が生じたのである⁸⁴⁾。

ゆえに「革新」官僚による主張こそが競争を否定する「生産優位主義」を生み出し、やがて「1940年体制」を生み出す一員をなすに至ったわけ⁸⁵⁾。戦時中の統制経済を通じて、封建的な経済システムもまた存続したのである。このように政府との繋がりは著しく密接になったことから、二律背反性が契約の不完備性を生み出したのである⁸⁶⁾。

戦後の革新官僚は、全体主義的な国家統制を支持していたもの、ナチス・ドイツのボルンテイズモ（職能国体主義）の影響を強く受けていたと野口氏は指摘する⁸⁷⁾。このように官僚機構主導の

「1940年体制」の歴史的連続性が占領政策を「過激なものではなかった」とさせるに至る根拠として、日本の分割占領が回避されたことが挙げられた。既述したように日本の経済システムを根底から変革しようする意図も、もともと占領軍にはなかった⁸⁸⁾。このように占領軍の官僚制度改革が失敗に終わったことは、米国による日本の官僚機構に関する知識が不足しており、なおかつフーヴァー顧問団による公務員改革が不徹底であったためでもあった⁸⁹⁾。この官僚制度改革が失敗は、やがて「市場による公平な分配」を崩壊させる最大要因をなすに至ったわけである。

また占領政策時代、占領軍総司令部（GHQ）内部における不協和音が認識されていた⁹⁰⁾。その不協和音を利用して、日本の官僚組織が生き残りのために巧妙に立ち回っていたために、「革新官僚、とりわけ経済官庁の機構は、占領軍による『大改革』にもかかわらず、ほぼ無傷のまま生き残り、現在に至るまで日本経済に重要な影響を与えている」事実も挙げられた⁹¹⁾。このようにして、「全体主義的な国家統制を支持する」「強烈な日本資本主義」の「後期の革新官僚」による影響が今日の官僚組織にまで及ぶところとなった。以上の展開を通じて、統制主導の経済政策が戦前から戦後へと継続し、契約の不完備性が連続して展開に至ったわけである。

Ⅶ. 契約の不完備性の存続・「移植」挫折による日本型システムの成立

1. ドッジ・ライン挫折に基づく政策的「連続性」の展開

占領政策期に多大なる影響を及ぼしたドッジ・ラインは、ジョセフ・ドッジの名に由来して命名された。1890年にデトロイトで生まれた彼は、地元のハイスクールを卒業した後、先ず保険会社の書記としての職務に就いた。その後は、ミシガン州銀行監査官、或いは自動車部品会社のマネージャーなどを経て、やがてデトロイト銀行の頭取にまで登りつめた。陸軍省価格調査局の契約委員会議長として軍需生産の支払評価にも携わった彼は、軍政部財務部長として通貨改革、銀行改革の立案・実施にも従事した。加えて、オーストリア平和条約会議委員としてのヨーロッパ派遣、全米銀行家協会の会長選出、財務省との連携によるイン

フレ抑制・貯蓄増強キャンペーンなど、連邦政府との関わりも強めるようになった⁹²⁾。

市場ベース型資本主義の「移植」を目論む彼自らの性格は、「古風な正統派銀行家」。或いは「古典的資本主義の信条の持主」と評されるほど、頑固とも冷酷とも評された堅固な意志をもつ禁欲的な勤勉家であった。ケインズ的な完全雇用論やリフレーション理論には全く理解を示さない保守的な体質は、彼を健全財政主義者・デフレーションニスト・反共主義者として際立たせた。ゆえにドッジはマッカーサー・ドレーパー・池田勇人にも強い信頼感を与えるようになった⁹³⁾。

この彼の性格が、占領政策による「制度移植」の際に如何なく発揮されたのである。来日して間もない彼は、財政・金融の積極的引締めに乗出したのである。「日本の経済は両足を地につけずに竹馬にのっているようなものだ。竹馬の片足は米国の援助、他方は国内の補助金の機構である。竹馬の足をあまり高くしすぎると、転んで首を折る危険がある」と述べた彼の言葉は、あまりにも有名である⁹⁴⁾。このドッジによる影響を受け、アメリカの対日管理方針も、ドッジが唱える引締めの安定策、すなわち経済復興ではなく早急な自立・安定に比重を置くようになった。呼応して、1948（昭和23）年7月には経済安定十原則が勧告され、同年12月には同九原則指令された⁹⁵⁾。翌49（昭和24）年、九原則に沿うかたちで超均衡予算が組まれ、増税が施行された。同時に、復金融資は停止へと追い込まれた⁹⁶⁾。

この経済安定九原則は、三つの柱すなわち1. 財政均衡、信用供給削減などの資金面に関する条項、2. 生産増大、食糧供給増進、輸出増進のための配給制度の改善など実態面に関する条項、3. 物価・為替・賃金の安定など貨幣とモノの接点、広義の価格に関する条項から成立していた。さらに日本経済の自立・安定化を促すため、インフレ抑制・財政・物価・賃金の安定、および輸出振興が要求された。ただし緊縮政策による影響は専ら企業の金詰まりを深刻化させる傾向のみを強めるに至り、倒産・合理化による賃金遅配、失業増大などが深刻化するようになった⁹⁷⁾。

また企業の金詰りに対処するため、政府は対日援助見返り資金の運用と日銀買いオペなどを通じて、ドッジは財政の揚げ超（当初予算では1,000

億円）を相殺しようとした。先ず、通貨放出を滞りなく進めるための政府揚げ超を上限とする支柱金融会館向け日銀貸出が行われた。呼応して日銀は、市中金融起案から復金債・長期国債の大量買入れも展開した。1949（昭和24）年度には、日銀追加信用866億円（復金債・国債買入れ457億円・貸出し409億円）、政府指定預金、預金部委託金、復金預託金を含めると、金融機関への信用供与額が921億円に達した時代もあった⁹⁸⁾。

やがて株式市場においても、ドッジの金融引き締め策による影響が出始めるようになったのである。たとえば1949年（昭和24）年5月に171円98銭を示した東証単純平均株価は、同年12月には83円51銭にまで下落した。さらに、翌1950年（昭和25）年6月には66円62銭を示すに至った。政府は、対応策として引受団による資金融資、或いは再建整備に伴う増資を旧債務の弁済目的に限る措置を施行した。1949（昭和24）年11月には安値銘柄に対する買い出動も発令され、同年11月にはSCLC（証券処理調査協議会）による増資計画の圧縮が行われたが、株価の暴落を止めるには至らなかった⁹⁹⁾。

このように株式所有構造の連続的展開が確認された歴史的背景として、1931（昭和6）年に勃発した満州事変が挙げられよう。同事変を機に軍部主導の経済政策が推し進められる一方、財閥敵視の政策が相次ぐようになったためである。呼応して株式所有構造に変化が認められるようになり、1933（昭和8）年には、軍部による要請を受ける形で三井・三菱・住友など、いわゆる既存財閥が株式公開を始めるようになった¹⁰⁰⁾。

ところで、当時の財閥は軍部による攻撃をかわすため、或いは戦時体制下の重化学工業化に伴う投資資金増を賄うためにも、大量の社会的遊休資金を手中に納めていた。ゆえに、当時の戦時体制に伴う資金ひっ迫の状態が生じることのないよう、財閥が果たす役割が大きくなった。戦時経済下の重化学工業進出に向けた資本動員の布石として、財閥が位置付けられたのである¹⁰¹⁾。当時、財閥株式が軍部によって強制的に公開させられ、やがて市場ベース型資本主義に即応した財閥主導のピラミッド型の株式所有構造へと変容を余儀なくされたわけである。

この契約の不完備性が戦後へと引き継がれ、占

領軍が持株会社を指定する際、財閥系企業間に強固な株式相互持合いが認められるところとなった。各大財閥の持株関係は、以下のように成立するに至ったのである。先ず、三井財閥の持株関係では、三井鉱山が三井化学・三井農林・三井軽金属の株式を、三井生命が三井本社・三井物産・三井鉱山・三井信託・日本製粉・大正海上火災・東洋レイヨン・東洋高圧・三井軽金属の株式を、さらに東洋綿花が投与レイヨンの株式をそれぞれ所有していた¹⁰²⁾。一方で、軍部による財閥敵視の政策はなおも続くところとなり、自らの影響力が弱まることを懸念した一部の財閥が軍部の目を盗みつつも、公開株式の一部を子会社に割り当てるようになった。本社の株式公開を利用して、傘下企業の割当を積極化させた財閥すら、現れるようになった。この時点を機に、株式の相互持合いが行われ始めるようになったのである¹⁰³⁾。

また三菱財閥に至っては、三井以上に同系企業間の株式相互持合いを進めていた。先ず、三菱本社は傘下の直系会社すべての株式を大量に所有していた。なおかつ三菱電機・三菱銀行・三菱化成は、それぞれ三菱本社の株式を所有していた。さらに三菱重工は、三菱鉱業・三菱商事・三菱製鋼の株式を、三菱鉱業は三菱商事・三菱銀行・三菱石油・三菱化成の株式を、三菱商事は三菱重工・三菱鉱業・三菱銀行・三菱銀行・三菱石油の株式を、三菱銀行は三菱重工・三菱信託の株式を相互に所有していた¹⁰⁴⁾。しかも三菱本社の傘下企業は41社に及び、払込資本金合計は21億5000万円に達していた。これに持株会社として指定された三菱重工業・三菱鉱業・三菱商事・三菱電機・三菱化成・日本郵船の傘下企業を加えると、三菱グループ系企業は209社にのぼり、払込資本金合計は31億1600万円に達した。うち、在内地社157社の払込資本金合計は27億350万に及び、全国比8.3%を占めるに至った。一方、住友財閥においては、本社傘下会社が29社、これに住友直系企業の傘下会社を合計すると135社にのぼり、払込資本金合計は16億6700万円に及び、全国比5.1%を占めた¹⁰⁵⁾。

2. ドッジ・ライン挫折による契約の不完備性

財閥本社である持株会社もまた、戦前日本の株式所有構造において大きな役割を果たしていた。傘下に多数の小会社・孫会社を有する持株会社は、

いわば支配する側の企業として、戦前日本の株式所有構造を決定付けた。たとえば三井財閥においては、三井系主要株の圧倒的部分が持株会社である三井本社によって握られていた。これに三井同族、さらに三井系企業が相互に株式を持ち合い、三井本社の所有・支配の構造を補強していた¹⁰⁶⁾。

これら持株会社は財務の側面からみると、規模の大きさが改めて確認できる。戦後の財閥解体時において、三井本社の資産は12億6000万円にも及んでいた。うち、有価証券は9億5000万円にのぼり、これに在外資産の有価証券8100万円を加えると、10億4000万円に達した。資産総額に占める有価証券比率も82.5%に及んだ。この現象は、一方で貸方勘定において、持株会社の外部負債比率を46%に上昇させた。そのため、自己資本比率を54%にとどまらせる現象をもたらした。外部負債は5億3000万円にのぼり、うち銀行借入が4億5000万円に及ぶところとなり、銀行借入金のじつに95%が帝国銀行からの借入金であった¹⁰⁷⁾。

一方、三菱本社は資産総額のうち有価証券が占める比率は98.1%にも及んでいた。しかも、その殆どが三菱財閥系企業の株式や社債であった。さらに住友本社においては、鉱山・林業・病院など現業部門の所有、或いはビルディング所有などが進み、資産総額に占める有価証券の比率が低くなるという現象をもたらした。両財閥の持株会社は、自社資本金以上の帳簿価格によって(傘下企業の)有価証券(主に株式)を資産運用していた。両財閥の株式所有もまた、他人資本の動員によって初めて可能になったわけである¹⁰⁸⁾。

以上の経緯により、1946(昭和21)年の財閥解体司令時において、三井・三菱・住友・安田の四大財閥による傘下企業の払込資本金合計は79億円にも達していた。この額は、日本の会社資本金合計323億円のうち24.5%を占めるに至る。このような現象が生じた理由として、戦前日本の株式所有構造において、新興コンチェルン、事業会社なども持株会社として株式を所有し、傘下企業を支配していたことが挙げられる。ゆえに、これら四大財閥に、鮎川・浅野・古河・大倉・中島・野村の六財閥を加えた十六財閥の払込資本金合計に至っては114億円を記録し、日本の会社資本金合計の35%を占めるに至ったのである¹⁰⁹⁾。

1946年（昭和21）年1月、日本財閥調査団の団長として日本を訪れたコーウィン・エドワーズは、このように持株会社によって統轄された日本の財閥をみて、如何なる資本主義諸国の大産業も匹敵し得ないほどの日本に経済全般に定着し、なおかつ支配していた表現した¹⁰⁹。野口氏の見解によるなら、この金融制度もまた「1940年体制」による金融統制を起点として今日に至っていることになる。

ゆえに高度経済成長期、日本経済における政府の役割を財政支出（とくに一般会計）の観点からみた場合、その規模は決して大きいとは言えなかった。一般会計経由の産業部門への補助金に限って比較すると、その規模はむしろ小さかった。戦時体制下の金融制度が引き継がれたため、金融システムに占める公的金融機関の割合が大きかったためである。例えば、政府系金融機関による財政投融資計画の資金規模は、一般会計や特別歳出統計の2割から3割にも達していた。とりわけ日本開発銀行による貸出は、優れた審査能力を発揮するものとして強化も高くなったのである¹¹¹。

ゆえに、政府系金融機関による金融仲介機能機能が情報生産の役割を果たす借手側の投資プロジェクトの内容を把握し、なおかつ資金を効率的プロジェクトに配分することすら可能になった。そればかりか、情報の非対称性による非効率性さえ政府系金融機関により回避できるようになった。しかも政府系金融機関による金融仲介機能は、民間金融機関のような利潤追及目的の融資に陥ることもない。そのためで畏怖の経済政策と一体化した融資も促されることも可能になる。税制上の優遇措置など、政府主導の政策手段を伴った融資は、その具体例でもあった¹¹²。

ゆえに、政府系金融機関による貸出は経済成長に著しく貢献するところとなる¹¹³。とりわけ、戦後復興期において開銀融資が重化学工業の推進役として果たした役割は大きかった。石油精製・鉄鋼・非鉄金属・電気機械などの重厚長大産業に至っては、政府系金融機関の融資によって著しい発展が促された。しかも、この傾向は重化学工業長大産業の個別企業データにおいて、開銀融資を受けた企業が数多く存在していたことから理解できる。加えて、本来なら政府系金融機関の融資はさほど必要としない食品・化学・窯業・金属製品・

輸送機械といった産業さえ、数多くの企業が開銀融資を受けるようになった¹¹⁴。政府系金融機関による情報生産の適格性が、特定産業さらには企業への民間融資も誘発していたのである。政府系金融機関による情報生産は、他の民間金融機関とくにメインバンクによるものと同様、企業レベルの情報生産も活発化させたと解釈できよう¹¹⁵。

このように、特定企業ひいては特定産業が政府系金融機関の融資供給に専念することは、政府がその産業育成を積極的に推し進める「シグナル」にもなる。いわば政府の産業育成「シグナル」として、政府系金融機関にいる情報生産が機能したわけである。この産業育成「シグナル」は、該当する産業の将来性に関する市場ベース型資本主義とは異質の「シグナル」でもあった。将来性のある産業に対する資金融資は民間の金融機関をも巻き込むなどして、潤沢な資金供給が行われたためである。したがって、開銀融資が民間金融機関全体の貸出さえ誘発することも頻発するようになったのである¹¹⁶。なおかつ、開銀融資と民間銀行との協調融資においては、融資先産業・企業が日本開発銀行の審査に合格することが前提とされていた。すなわち情報生産者としての政府系金融機関は、あらゆる種類の民間融資の是非に対しても「シグナル」を送っていたわけである¹¹⁷。

しかし、高度成長が終了してもなお政府系金融機関の貸出が増加した場合、民間金融機関による貸出との競合は避けられなくなるであろう。それどころか、政府系金融機関による低金利・長期貸出が、民間金融機関の経営圧迫要因にもなる¹¹⁸。しかも、高度経済成長の終了は産業の多様化さえ促し、産業レベルにおいて政府系金融機関への融資依存が弱かった食品・科学・窯業・金属製品・輸送機械において、開銀融資離れが進むことは確実であった。実際、高度成長の終了は、政府系金融機関の融資に依存してきた重厚長大産業において開銀融資離れを引き起こすようになった。高度成長の終了により、政府系金融機関が果たす役割を極めて限られた範囲へと押しとどめたのである¹¹⁹。高度成長の終了から年月を経るにつれて、開銀融資が及ぼす効果すら認められなくなり、しかも開銀融資の減少は民間銀行の融資減少を巻き込む意味で大きな影響を及ぼすようになった¹²⁰。

このように市場ベース型資本主義とは異質の経

済システムが、日本において定着するに至った。以下、その具体例として株式相互持合いを挙げよう。

3. 株式相互持合いに伴う政策的連続性の展開

ドッジ・ラインによる株価暴落は、やがて株式所有構造を変えるようになった。財閥解体に伴い株主化した旧財閥従業員は、ドッジ不況をもたらした遅配欠配のため株式を手放さざるを得なくなったためである。これら放出株が「金融機関」によって引き取られるようになった。このように財閥解体を通じて旧財閥本社から従業員、地域住民の手に渡った主要会社に一部株式が、ドッジ・ラインにより金融機関、とりわけ旧財閥銀行に戻ったわけである。

1945（昭和20）年度に全体の11.17%を占めた「金融機関」の持株比率は、49（同24）年度にいったんは9.91%に下落したものの、50（同25）年度末には12.63%にまで回復した。1945（昭和20）年度に全体の24.65%を占めた「その他法人」の持株比率は、49（同24）年度に5.59%へと下落したものの、50（同25）年度末には11.3%にまで回復した。比率増大のペースが遅かったために、1950（昭和25）年の時点で「金融機関」に追い抜かれるに至ったわけである。1945（昭和20）年度に全体の53.07%を占めた「個人」の持株比率は、49（同24）年度に69.14%にまで上昇したものの、50（同25）年度末には61.3%を示し、減少へと転じた¹²¹⁾。

市場ベース型資本主義「移植」に対する日本側の反応として、財閥銀行は先ず財閥株式の放出代金から旧本社への焦げ付き債券を回収し、次に企業再建整備増資の入込金で旧財閥会社への焦げ付き債権を回収していた事実が挙げられるよう。ゆえにドッジ・ラインが始まると、回収資金を利用した旧財閥会社の買い戻しが進むようになった。しかも、1950（昭和25）年に勃発した朝鮮戦争が特需を発生させ、これら株式が利潤証券として復活するに至った。東証が再開された1949（昭和24）年6月、上場全体の15.9%、年平均でも32.7%（上場502社のうち僅か80社）に過ぎなかった配当可能な企業は、50（同25）年には59.5%へと増加した。1951（昭和26）年、この値は78.0%を示し、さらに翌52（同27）年には86.3%を示すまでになった。「金融機関」にわたっ

た旧財閥株式の増加が促され、個人投資家の手元にある株式が「金融機関」経由の復興・成長資金ルートとして活用されたわけである¹²²⁾。

しかも当時の日本は朝鮮特需の恩恵も受けており、その影響は株式市場の回復にとどまらなかった。1950（昭和25）年上半期において137億円を示した大企業600余社の税引前利益は、同下半期に407億円に増加し、さらに翌51年（同26）年上半期には1,086億円にまで増加した。僅か1年足らずの間に、大企業600余社の税引前利益は10倍近くにも膨れ上がったのである。同特需による恩恵を受けるかたちで、大企業の資本蓄積軌道が築かれるところとなった¹²³⁾。

このように中小企業との系列化を進めることで、大規模化の道を選択する大企業も現れたのである。呼応して、持株会社を補強するに過ぎなかった財閥系企業の株式相互持合いが、さらに脚光を浴びるようになった。当時は、消化される基盤のないところに財閥系企業の株式放出が強制的に行われていた。ゆえに株式放出に伴って生じた混乱を收拾させるためにも、中小企業との系列化を進める大企業は業者間の株式相互持合いを強めざるを得なくなったのである¹²⁴⁾。このようにして、日本型の経済システムが戦前から戦後へと展開するところとなったのである。当時はまた、相手企業の発行株数のうち5%以内は金融機関による株式保有を認めた独禁法第11条も機能していた。戦前から同系企業の株式を保有し続けた金融機関は、新規に株式を発行することも可能になった。このように会社は会社の株式を相互に持ち合うか環境が、とりわけ法体系の側面から着実に整えられるに至ったのである¹²⁵⁾。

株式所有の混乱から、当時は株式買い占め事件も頻繁に発生していた。代表的な事例として、1952（昭和27）年に一投機師が35%に及ぶ陽和不動産株を買い占めた事件が挙げられる。同不動産は、三菱本社が持株会社として指定された後に関東不動産とともに三菱所有の不動産を引き継いでいた。そのため、投資家に買占められた株すべてを最高値で引き取ると三菱グループは名言し、同株は三菱商事、三菱鉱山、新三菱重工など三菱系11社によって引き取られ、引取資金は三菱銀行が拠出した。事件解決の後、同不動産は関東不動産とともに三菱地所に合併されて現在へと至っている。財

閥解体以降は三菱の名さえ名乗れなかった各社が同事件を契機として一致協力したわけであり、株式買い占めに対する予防措置としても株式の相互持合いが機能し始めたことになる¹²⁶⁾。

ゆえに1950年代半ば、財閥復活的な動きが各分野にわたり盛んにみられるようになった。先ず財閥ごとに、社長会が復活する兆しをみせるようになった。また、株式の持ち合いのみならず銀行の系列融資を軸としても、各グループの結束強化が図られたのである¹²⁸⁾。なおかつ、財閥復活の新たな要因として当時の国際情勢が加わるようになった。いわゆる朝鮮特需が、日本型経済システムの一翼を担い、やがて個々の財閥を立ち直らせるために機能したためである。当時、分割された数多くの旧財閥系企業は、残された人員や設備を引き継いで再建を目指していたが、この特需が企業向け資金調達ルートを形成するなどして、各企業の再建策も軌道が乗り始めるようになる。とりわけ石炭、鉄鋼・アルミ・電気鍋・電線・硫安・苛性ソーダ・セメント・板ガラスなど、経済復興段階の主要業種において、旧財閥系企業による活躍が目立つようになった。これらの現象に加えて、旧財閥系企業による新産業進出も認められるようになった。国際情勢という「追い風」を受け、米国の市場ベース型資本主義と対立する旧財閥系企業の活力は確実な回復過程に移行したのである¹²⁹⁾。

1953（昭和28）には、財界主導の下で独禁法の第2次改正が行われた。同改正により、金融機関の株式所有制限は相手企業の発行株式の5%から10%へと拡大された。また1949（昭和24）年に第1次改正（金融機関の株式所有制限を相手会社の発行株式のうち5%にまで拡大）が行われた結果、既に第2次改正を行うべきとの要求が財閥内部から噴出していった。とりわけ、吉田首相による非公式の諮問機関として石橋泰三、原安三郎などをメンバーとする「政令諮問委員会」の設置（1951年5月）が及ぼした影響は大きかった。「経済法令の改廃に関する意見」が同委員会により提出された後は、同改正の具体化が一挙に高まったためである。1953（昭和28）年8月に同改正案が国会を通過した後の9月1日、改正は早くも実現の運びになったのである¹³⁰⁾。

呼応して、各金融機関が一斉に事業会社の株式取得に乗り出した。金融機関に株式を取得された

事業会社もまた、金融機関の株式取得に乗り出した。いずれの場合も、無関係の会社に対して株式取得を行うことはない。各グループ単位で、株式の相互取得が進むようになった。三菱・三井・住友のような旧財閥系企業集団でも、金融機関による金融機関の株式取得、事業会社による事業会社の株式取得が、それぞれ同時進行するようになった。有機的な円環状の株式相互持合いが形成されたわけである。とりわけ、銀行・生命保険会社・損害保険会社など金融機関による所有株数が群を抜くようになった¹³¹⁾。

富士・第一・三和以外の銀行においても、系列融資や株式を相互に持ち合いが認められるようになる。これらグループが旧財閥系のような強固な企業集団を形成することはなく、銀行を中心とする穏やかなグループ形成にとどまった。いずれの株式相互持合いも旧財閥系企業のように有機的円環状を成すには至らず、銀行企業との間だけの株式相互持合いにとどまるところとなる¹³²⁾。このようにして、系列化のための有力な武器として金融機関や事業会社による株式取得は認められるようになった。とりわけ大企業による下位企業系列化のための手段として、この方法は大規模に利用されるに至った。市場ベース型資本主義「移植」の挫折が日本型経済システムを生み出すという「意図せざる結果」を通じて、契約の不完備性が成立するに至ったわけである。

Ⅶ. 占領政策の挫折による契約の不完備性

1. 戦前・終戦直後の株式所有構造の連続的展開

日本財閥調査団の団長として日本を訪れたC.エドワーズが、持株会社によって統轄された日本の財閥をみて驚きの声をあげた頃、占領軍内部では対日強硬論が優勢な立場を占めていた。「初期の対日方針」として「日本に商工業の大部分を支配する産業と金融の大コンビネーションを解体すること、すなわち財閥解体が、対日強硬論的立場にいる影響を受けて実現へと至るようになった。1945（昭和20）年、トルーマン大統領による採決を受けた後、財閥解体は占領政策の基本方針としてマッカーサー最高司令官に指示されるに至った。

「初期の対日方針」に代表される初期対日政策は、とりわけ経済政策に関して厳しい内容が含ま

れた。日本経済から物的戦争能力を除去し、なおかつ侵略主義的衝動や軍国主義的行動の発生源を日本経済から除去することによって、経済的非軍事化政策は達成が可能であるとみた占領軍の決意が、初期占領政策に反映されたからである。具体的には、「初期の対日方針」の「第四部 経済」において、非軍事化・民主主義勢力の助長・平和的経済活動の再開・賠償などが9項目にわたり詳しい指示として含められた。なおかつ、経済界指導者の追放・商船隊の制限なども含められた。日本の経済的非軍事化を実現させるためにも、政策を短期間のうちに実行することが求められたのである¹³³⁾。

この初期占領政策が日本の政府首脳陣に及ぼした影響は、極めて大きかった。とりわけ財閥解体は、財界人に対してさえ予想外の出来事として捉えられた。ゆえに、初期占領政策が発動された直後、財閥解体を回避するための抵抗が彼らによって試みられた。ところが1945（昭和20年）9月下旬、GHQ（連邦国軍最高司令官）経済科学局クレーマー局長が、三井、三菱、住友、安田の四大財閥の代表に改めて財閥解体方針を伝えた後は、解体に対する財閥の抵抗もすべて敗北するようになった¹³⁴⁾。

自発的解体を最初に受け入れたのが、安田財閥であった。GHQによる示唆を受け入れるため、1945（昭和20）年10月13日、安田同族の退陣、安田保全社の解散、持株処分などを骨子とする解体計画が公表された。GHQは、安田案に手を加えた解体プラン、すなわち「安田プラン」を送り、本国政府の承認を求めた。同時に、他財閥に対しても自主的解体を迫った。それに続く改革案を通じて、GHQは自前の調査団を派遣させることで、日本側の自発的解体を了承させたのである。四大財閥本社の解体、中小財閥の解体、兼任重役性と法人持株による企業支配の解体、独占禁止法などの計画提出が日本政府に対する指示として追加された。1945（昭和20）年11月24日、企業の解散や資産処分を大蔵大臣の認可制とする「制限会社令」も公布された¹³⁵⁾。

米国による日本経済の非軍事化・民主化政策は、財閥解体それに続く経済力集中排除によって一通りの完成をみた。戦前から戦中にかけて日本経済を支配した財閥こそが、軍閥と一体となって侵略を推察した張本人に他ならないとアメリカ側は決

め付けたからである。したがって、その解体は、ゴースト・D・エドワーズによる言葉を借りれば、米国による「心理的、制度的な非軍事化」を意味することでもあった¹³⁶⁾。

戦前におけるアメリカの財閥研究は極めて少人数の研究者によって進められた。したがって、財閥を悪と決めつけることにより、政治宣伝に利用する傾向さえ見受けられた。このような傾向は、19世紀以来のアメリカの反独占思想と相まって、財閥解体政策を強力に推し進める背景にもなった。ニューディール期から第二次大戦中にかけて、米国の市場ベース型資本主義に即応した自由企業（free enterprise）と完全競争（fair competition）の原理を受けたアメリカ流民主主義にとっても、財閥による独占・不完全競争は対立する概念に位置する。しかも戦前アメリカの反独占政策は、戦後の世界経済政策を展望する意味でも極めて重要視されていた。いずれにしても、対日占領政策に財閥解体を含ませることが避けられなくなったのである¹³⁷⁾。

米国政府の意気込みとは異なり、日本側の認識は事態の深刻性すら飲み込めない極めて甘いものであった。典型例として、当時の三井財閥首脳部による構想が挙げられる。彼らは米国系企業との提携関係を復活させ、なおかつ平和経済への復帰による大規模事業の遂行を考えていた。他の財閥もまた、大財閥を敵視した軍部への反発から被害者意識を抱き、米国による寛大な処置を待ち望んでいた。日本陸軍の反感を買ったために1943（昭和18年）に中国山西省から締め出された山西事件を引き合いに出された三井首脳部は、SCAP（連合国軍最高司令官）のクレーマー大佐に温情的措置を訴えた。古くからの「良い財閥」と新興財閥の「悪い財閥」に分類した吉田外相は、前者には戦争責任がないとまで言い切り、国際的な反感を招いた¹³⁸⁾。

いわゆる「知日派」のグルー（Joseph Clark Grew）やドーグマンのように、日本側の事情を考慮し、占領軍による財閥解体や経済力集中排除に対して抵抗を試みる人々も少なからず存在した。それでも、彼らによる抵抗は改革を「魔女狩り」（witch hunt）的規模に拡大することを抑える程度でしかなかったため、財閥解体への流れに抗することもなかった。そのため、各財閥を自発的に

解体させる必要から、1945（昭和20年）9月末、先ずSCAPのクレーマー経済科学局長が三井・住友・安田・三菱の各財閥首脳を非公式に歴訪した。当時のSCAPには、「知日派」に妥協するほどの柔軟性を身につけた人物は存在せず、1945（昭和20年）10月末まで約1ヵ月続いた財閥解体プランの作成過程で、彼らよる財閥解体が極めて強固な措置であることが次第に明らかにされてきた¹³⁹⁾。

1945（昭和20年）10月17日、先ず安田が解体計画を提出した。最後まで抵抗を続けた三菱も、この抵抗が日本政府のテコ入れによるものではないかと推測したSCAPの反感を買い、同年（10月）末までに屈服させられた。さらに、同月（10月）20日の指令（SCAP IN162号）を通じて、解体計画は日本政府の事前承認を伴うよう要求され、翌11月4日には安田プランに沿った四大財閥の解体計画が、大蔵省からSCAPへと提出された。同計画の要点は次の通りである。1）三井、住友、三菱本社、安田保善社における持株会社は、自らが所有する株式などの資産を新設の持株会社整理委員会（HCLC）に移管させた後に解散させる。2）これら株式等資産は、HCLCが従業員を含む広範囲の対象に向けて売却する。3）同時に、持株会社の役員を総辞職させる。4）財閥家族の成員を、あらゆる経営的地位から後退させる¹⁴⁰⁾。

しかし安田プランさえ、「初期の対日方針」に示された米国側の意向に合致しないとの理由で却下された。やがて、より広範囲な経済力集中の分散、役員・株式保有の重複関係の切断が軽視されるようになり、下部レベルにおける財閥機能の代位、或いは全面復活の可能の危険性が残っていると警告が彼らから発せられるようになった。さらに米国側は、極めて複雑な改革である財閥解体をSCAPの貧弱なスタッフが専念していることに対しても、懸念を強めるようになった。1945（昭和20）年10月13日、滞日中のマックロイ陸軍次官補からの要請に応える形で、国務省は専門家グループに日本派遣を決定するに至った¹⁴¹⁾。

国務省による要請に基づき、SCAPもまた翌11月6日に覚書「持株会社解体の件」（SCAP IN 244号）を通じて大蔵省提案を承認し、その実施を要求した。呼応して、「連合国再最高司令官は随時右提案を補填または修正」する自由を留保する旨が

述べられたうえで、「民間の工業・商業・金融・農業の企業結合の解体ならびに好ましからざる企業相互間の経営者重視および持株保有関係を軽減する」計画の提出、私的独占を禁止する法律の制定、私的国際カルテルなどの禁止令が発令されたのである¹⁴²⁾。

2. 市場ベース型資本主義「移植」の受け入れ体制

財閥を資金調達の側面からみると、いわゆる古典的な段階においては、本社は傘下のA社から受け取った配当金をB社への増資払込に当て、さらにB社への増資払込に当て、さらにB社からの配当金をC社に回すことができた。したがって、成長率が一定範囲内に抑えられている限りでは財閥内部の自己金融も可能であったため、戦前における主要企業は公開株式から資金調達する必要がなかった。たとえば、1933（昭和8）年に東京、大阪両株式取引所に上場された主要217社のうち、財閥名を冠する起業は一社に過ぎなかった。当時の上場企業は非財閥系の紡績・鉄道・電力・ガスなどの地方企業に限られていた。したがって、戦後間もない1945（昭和20）年度末における株式所有構造も、財閥家族を含む「個人その他」が53.07%を占めるまでに及ぶ一方で、持株会社を含む「その他法人」は24.65%にまで及ぶものの、「金融機関」は11.7%を占めるにとどまった¹⁴³⁾。

しかし、同族的で閉鎖的な持株会社である本社は頂点とする戦前の財閥は、対日強硬論的な初期対日方針によって解体され尽くした。しかも、財閥が再び戦争目的のため利用されることを阻止するため、この株式所有構造を改革することこそが、株式相互持合に関する占領軍最大の目的とされた¹⁴⁴⁾。ゆえに政治的理由から財閥本社の傘下企業に対する命令系統を分断することが、占領軍の意図に含まれていた。本社、財閥家族、或いは自らが持株会社も兼ねる財閥直系の持ち株は強制的にHCLC（持株会社整理委員会）に引き渡され、SCLC（証券処理調整協議会）を経て時価で個人投資家に売却された。代金は旧所有者に売却されるとともに、旧債務・租税公課の支払いに当てられ、残りは旧財閥家族に分配された。そのうえで、本社は解散させられた。HCLC、閉鎖機関整理委員会令、その他戦時補償特別税、独占禁止法などによって売却を強制された株式は、計184億円にも及ん

だ¹⁴⁵⁾。

しかも、戦前（1933～35年平均）を100とする鉄工業生産指数（経済安定本部調べ）は、戦後になって著しく低下した（1945年：50.5, 46年：31.7, 47年：41.2, 48年：57.4）。すなわち、自発的に形成された遊休資金に限界が生じるようになってきたわけである。そのため、各企業が株式公開を可能にするため日銀による人為的な資金創出も行われるようになった。さらに1947（昭和22）年6月に始まった財閥持株を含むSCLCの株式売り出し（持株2億3300万株、金額141億円）は、1951（昭和26）年6月には早くも終了するに至った。1948（昭和23）年には全体の35.7%が集中し、49（同24）年は全体の51.2%が集中するほど株式売り出しが急展開したのである¹⁴⁶⁾。

1950（昭和25）年3月までに売却された68億円（処分価格）の株式購入先は、従業員（38.5%）、入札（23.3%）、売り出し（27.7%）などであった。一方、83の持株会社および56人の財閥家族が所有する株式2億2300万株のうち、7%は15万人の従業員、地域住民へと分散された。さらに、旧所有者に返還された放出株式の売却代金は、持株会社については高租・公課（12.13%）、株式払込、債務弁済（62.51%）などに使われた。財閥家族については、株式払い込み（1.14%）、生計費（7.09%）、債務弁済（31.08%）、公租・公課（59.11%）などに使われた¹⁴⁷⁾。

1947（昭和22）年11月に成立した新物価体系によると、当時の物価水準は対戦前基準で65倍もの上昇幅をみせていた。対して賃金は28倍の上昇にとどまっていた。したがって、商品を購入する余裕がない消費者は、手元にインフレ・マネーをインフレヘッジのための放出株購入に充てるようになった。結果として、財閥本社を経由した資金が子会社の財閥銀行へと流れ、同行の対本社焦げ付き債権が回収されるようになった¹⁴⁸⁾。

呼応して、株式私有構造にも大きな変化が認められるようになった。1945（昭和20）年度末から49（同24）年度末にかけての変化は、以下のように推移した。まず8.29%を占めた「政府・地方公共団体」が5.49%も減少して2.8%にとどまり、11.7%を占めた「金融機関」も1.36%減少して9.91%にとどまった。また、24.65%を占めた「その他法人」も19.06%減少して5.59%にまで

落ち込んだ。一方、2.82%に過ぎなかった「証券会社」は9.74%増大し12.56%に達した。とりわけ53.07%を占めた「個人その他」が16.07%増大し69.14%を占めるに至った。このように「その他法人」の減少と「個人その他」の増加が顕著であった。また金融機関株が放出株の対象にならなかったため、「金融機関」持株に殆ど変化が認められなかったものの、株式がなお移動過程にあるため、「証券会社」の比率は4倍以上に増えた¹⁴⁹⁾。

以上の過程を通じて、終戦直後における日本の株式所有構造は大きく変化した。株式の売却がほぼ終了した1949（昭和24）年度末、財閥も全て解体された。その上で、1951（昭和26）年7月には、HCLC、SCLCも解散した。満州事変による軍部主導の経済政策を契機として始まった企業間の株式相互持合いもまた、消滅するに至った¹⁵⁰⁾。

1964年（昭和39）年度には持株比率が21.63%を示すなど、「金融機関」による所有持株が減少へと転じ始めた。「その他法人」により持株比率もまた、類似した傾向を辿るようになった。1952（昭和27）年度の11.75%から57年（同32）年度の16.32%へと大幅な増加を示した同比率は、57年（昭和32）度から64（同39）年度にかけて僅か2ポイントの増加を示したに過ぎなかった¹⁵¹⁾。

このような傾向が生じた背景として、大株主構造の変化が挙げられる。既に昭和20年代から大株主構造が混乱していた日立製作所では、1957（昭和32）年において生命保険会社、銀行、投資信託が安定株主の地位に就くことによって、同構造の安定化が図られた。具体的には、1957（昭和32）年の段階では大株主であった日産生命、日産火災が63年（同38）年に十大株主から抜け落ちた。代わって三和銀行が十大株主として登場した。資金調達の側面から、旧日産系の日立製作所が大都市銀行への接近を図り始めたためである。日立製作所が大都市銀行への接近を図り始めたためである。日立造船においても、日立製作、日立火災海上、日立生命など旧日産系企業による持株比率が減少するようになった。代わって、三和銀行や富士銀行などが十大株主として登場するようになった。また、昭和20年代末期における大株主構造が、信託銀行、生命保険、銀行など他業種に分散していた日本鋼管も、昭和30年代に入り富士銀行のみが筆頭株主としての地位を占めるようになった。同

行は、同時に昭和電工や丸紅に対する持株比率も増大させた¹⁵²⁾。

3. ワンセット主義による日本型システムへの回帰

一般に昭和20年代後半において大株主構造を形成した諸機関が、昭和30年代に入り自らの目的を達成し終えたと認識される。ゆえに昭和30年代とは、財閥系企業、非財閥系企業にかかわらず、大株主構造の流動化現象が引き起こされた意味で、極めて変化の著しい時代であった¹⁵³⁾。

既述したような、資金調整の側面から三和銀行への接近を図り始めた旧日産系の日立製作所のケース、或いは同様の理由から日本鋼管、昭和電工、および丸紅の筆頭株主に躍り出た富士銀行のケース、そのいずれのケースにおいても銀行が企業の大株主になる点において相違点が認められた。西ドイツの企業のように内部留保を充実させることによって資本蓄積を賄うことも可能ではあるが、戦後における労働分配率上昇、設備老朽化によるコスト高などにより、この方法を日本で行うことは極めて困難であったためである。加えて占領政策による金融制度改革が不徹底のまま終了したため、アメリカのグラス・スティーガル法を模倣した銀行・証券分離を定めた証券取引法（1947<昭和22>年制定）も、日本の証券市場を資金調達場にさせるほどの威力を発揮できなかった¹⁵⁴⁾。

したがって、戦後の復興資金や近代化資金が銀行に向けて一斉に流れるようになった。さらに、占領政策としてのドッジ・ラインが終了した後のインフレが預金収集の困難化を解決した後、インフレ・マネーの供給ストップに端を発した産業資金不足にも恵まれ、とりわけ大銀行は確固たる地位を築くまでになった¹⁵⁵⁾。なおかつ当時は、公的金融としての財政投融资が行われる一方で、各銀行による定期預金、金融債、投資信託、貸出信託などを通じた長期金融機構が整備されていた。当面の産業合理化を資金面から支えるだけではなく、高度成長期における金融制度の出発点を形成する上でも、各銀行が果たすべき役割が期待されつつあったわけである。各銀行は、大株主としての役割も継続できたのである¹⁵⁶⁾。

既述した銀行の大株主化は、やがて資金を受け側企業に対しても変化を促すようになった。昭和30年代において、いわゆる“ビッグビジネス”

の時代が到来したからである。この時代はまた、従来において認められた大規模企業の相次ぐ設立にとどまらなかった。各大企業が結合し合うことによって、一つの企業集団が形成された時代でもあった。このように企業集団が形成されると、大規模な資金調達の場合も要求されるようになる。当時の日本企業の資金調達源泉別構成比において銀行借入金の比率が高まり、相対的に内部資金・株式・社債の比率が低下したのも、そのためであった¹⁵⁷⁾。

すなわち、日本における“ビッグビジネス”の時代とは、各種産業の新規参入が資金調達の側面から約束された時代であった。各産業を貫くかたちで資本系列が成立している点において、“ビッグビジネス”は戦前財閥に類似しているとも考えられよう。戦前財閥は持株会社を中心とする企業集団であり、たとえば三井財閥は洋紙、合成染料、石炭、貿易に、三菱財閥は造船を中心とする重工業、海運、板ガラスに、住友財閥は伸銅やアルミニウムを中心とする金属工業に各々専念していたため、各財閥が自らの専門域をもつに至る。各財閥は自らの重点投資分野を所有するだけではなく、安定市場も確保していた。このようにして、各財閥は各業種をほぼ独占的に支配できるようになったのである¹⁵⁸⁾。

しかし、戦後財閥は金融機関中心の株式持ち合いによるマトリックス型資本系列へと変化した。銑鉄、自動車、板ガラス、石油化学などに代表されるように、戦前からの安定市場が市場占有率を目指して激しく奪い合う“ビッグビジネス”に即応できるように変化したわけである。同時に、都市銀行を通じて供給された巨額資金も、各財閥の主たる事業部門に対して重点投下する必要がなくなった。相互に競争を繰り広げることによって、自らのグループに多種多様な新興産業が収められるようになったためである。以上の経緯を経ることにより、株式の相互持ち合いが資本系列ごとに新興産業をワンセットずつ支配する投資行動、いわゆる日本型の“ワンセット主義”へと産業構造を生み出すに至ったのである¹⁵⁹⁾。

Ⅷ. 結論

これまで触れてきたように、財交換の場である市場において権力が作用するという事は、具体

的に如何なる現象を意味するのであろうか。権力に基づかないとされる経済行動の実態が、政治権力を通じて操作されことを意味することから、この現象が契約の不完備性をもたらしていることが判明した。一般に新古典派経済学の成長モデルにおいて、市場は権力のもと内生的・持続的均衡を通じて相互作用を促す効果を保持する性質を兼ね備える場として認識される。内生的・持続的均衡に基づいて財交換の実態を定義するのであれば、市場は「抗争交換」の場であることが判明した。

そのため市場操作の主体が絶対的な権力に基づくようになるため、市場において「制度」が権力をコントロールしなくてはならなくなる。社会的利益行動が利己心を活用する市場の政策主体に権力を集約させることから、「制度」が自らの頑健性を通じて市場環境を抑え込むようになる。たとえば「移植」が国境を越えて他国の「制度」として機能するに従い、「移植」対象国である日本において封建的な経済システムが定着し、「1940年体制」として戦前から戦後にかけて連続して展開した。「占領政策」に基づいて米国の市場ベース型資本主義が「移植」される過程において、封建的な経済システムに基づく複数要素が、同体制を通じて定着するに至ったのである。このように「移植」対象国である日本の古い制度を初期条件として取り込みながら、米国の市場ベース型資本主義「移植」が市場による分配政策と伝統主義的政策の双方を満たすように機能し、戦後における日本型システムとして定着するに至ったわけである。

たとえば戦前日本の株式所有構造は、財閥によるピラミッド的所有構造に特徴があった。市場による公平な再分配は存在せず、むしろ財閥家族により圧倒的部分を所有される点において非市場主義的な傾向に満ちていた。財閥本社は子会社の株式を所有し、さらに子会社は孫会社の株式を所有するというピラミッド型の株式所有構造は、やがて戦後へと連続的に展開するところとなる¹⁶⁰⁾。

伝統主義的・封建性に基づく複数要素が、このように新古典派的な効用最大化が同時進行する現象が戦後日本の経済システムにおいて定着した要因として、制度の進化や個人の進化を引き起こす所制度によって統治された集団間が、ともに競争している実態が挙げられよう。すなわち成功している制度が国家・企業・部族・民族言語集団が

市場競争に生き残り、ハイエクが唱えるような市場システム、すなわち「拡張された秩序」として1940年体制が浸透するに至ったのである¹⁶¹⁾。

契約の不完備性は、さらに政治権力を通じて操作されるという「制度的補完性」をも生み出し、新古典派経済学の成長モデルにおいて市場は権力主導のもと内生的・持続的均衡をもたらすようになった。この内生的・持続的均衡の相互作用を通じて、市場は極めてミクロ経済学的に抗争交換を行う場としても機能したことが判明しよう。

また新古典派経済学であるがゆえに、この「制度的補完性」は利己的な経済人を前提としている。このように個々の経済人が独立して合理性を目指しているため、いずれにせよ市場の政策主体に権力が集約するようになる。一方、政策主体は自らの頑健性を通じて市場環境を抑え込むため、市場が社会システムを構築する。このようにして、1940体制に基づく契約の不完備性を生み出したのである。

既述したように、終戦当時の日本は占領政策として様々な米国の市場ベース型資本主義が「移植」される過程にあった。この戦時体制と占領政策に伴う米国型市場ベース型資本主義との混在により、戦時体制と民主化型市場経済という相対立する二つのシステムが並立するようになり、これら双方が「制度的補完性」を機能させるに至ったのである。

「制度的補完性」に基づいて市場操作が行われる以上、米国の市場ベース型資本主義「移植」は市場参加者に競争優位性の場を与え、この競争主義に即応した環境を権力主体が成立することになる。やがて同モデルの実態は、非合理性に満ちたことを前提とするものになった。ゆえに新古典派経済学の成長モデルにおいて人間の利己主義的経済行動を前提としている限り、そのマクロ経済学の実態とは契約の不完備性を通じて達成されることが判明しよう。

このように「1940年体制」は二つの側面を併せもち、一つ目として同体制がそれまでの日本に制度とは異質であると野口氏は指摘した。日本経済の特質である日本型間接金融中心の金融システム・間接税中心の租税体系・中央集権的財政制度のいずれもが、戦時経済の要請を応えるため人為的に導入されたことが、その理由として挙げられた。

皮肉なことに、これらの要因のいずれもが米国の市場ベース型システムの受け入れを受け入れるための手段として用いられることになった。既述したように政府の資金コントロール手段として始まった日本興業銀行の権限強化、もしくは興銀經由の命令融資制度は、野口氏も指摘するように戦時体制の一環として導入された¹⁶²⁾。このように市場ベース型資本主義の「移植」挫折が、1940年体制を通じて戦後へと引き継がれ、契約の不完備性に満ちた戦後の日本型経済システムを生み出すに至ったのである。

注

- 1) 山田鋭夫・植村博恭・原田裕治・藤田奈々子 (2018) pp. 23-24.
- 2) ボウルズ, サミュエル (2013) p. v.
- 3) 同上書, pp. 321-350.
- 4) 一般に制度経済学の範疇において、経済社会が如何なる進化を遂げてきたかを明らかにする必要性が生じよう。「制度」が市場政策においてコーディネーション(調整)効果を図る点においてこそ「公平な分配」が保たれるため、「制度移植」の過程においても理論と経済行動との統合が必要とされることは言うまでもない。
- 4) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, pp. 109-113.
- 5) 同上書, p.93.
- 6) 同上書, p.68.
- 7) 同上書, p.17.
- 8) 同上書, p.224.
- 9) Jean-Jacques Rousseau (1762) *Du Contrat Social ou Principes du droit politique*, Amsterdam)
- 10) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, pp. 230-231.
- 11) 同上書, pp. 333-334.
- 12) Samuel Bowles and Herbert Gintis (1986)
- 13) Maurice Bruce (1947) , *Leviathan or The Matter, Forme and Power of a Commonwealth Ecclesiasticall and Civil*.
- 14) Wattles, Jeffrey (1996) p.83.
- 15) サンドル, マイケルJ. (2009) 菊池理夫訳 p. 1.
- 16) 同上.
- 17) 同上書, p.13.
- 18) ロールズ, ジョン (2010) p. 10.
- 19) ロールズ, ジョン (2005) pp.156-157.
- 20) ゆえに米国型市場主義の対日「制度移植」の場合、取引量が少ない日本型市場において封建的な経済システムが定着するという契約の不完備性が成立するに至るわけである。
- 21) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, pp. 346-350.
- 22) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, pp. 459-460.
- 23) ロック, ジョンandヒューム, デイビッド (1968) 『世界の名著 <第27> ロック, ヒューム』中央公論社.
- 24) 菊池理夫 (2007) pp. 209-229.
- 25) 藤本建夫 (2011) pp. 74-75.
- 26) 同上書, p. 109.
- 27) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, p. 426.
- 28) ヒース, ジョセフ/瀧澤 弘和訳 (2013) p. 286.
- 29) 中尾央 (2008) pp.76-77 (pp.75-86).
- 30) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, p.109.
- 31) 同上書, p. 93.
- 32) ヒース, ジョセフ, 前掲書, p. 286.
- 33) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, pp.55-56.
- 34) 同上書, p.15.
- 35) 同上書, p.389.
- 36) 同上書, p. 357.
- 37) Hayek ,F.A, *The counter-Revolution of Science-Studies on Abuse of Reason* (Liberty Fund Inc. 1980) .
- 38) Hayek ,F.A, *Institutional and Economic Order* (Routledge and Kegan Paul, London 1948) .
- 39) Hayek ,F.A. (1967)
- 40) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, pp. 1-2.
- 41) 同上書, pp. 23-24.
- 42) 同上書, pp. 426-427.
- 43) 1 回限りの相互作用も、このような理由によって生じた現象にはかならない。
- 44) 自然の産物を利用する権利を共通の権利とされる。自然法は市場経済のもと商品交換の際に売り手の私的労働が自然法に適うようになるため、このような所有権の問題が生じるわけである。
- 45) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, p. 231. このような現象ゆえに、たとえば人々が自らの経済行動を決定する場合、交換取引に関わるすべての財・サービスに価格が付けられるようになる。「すべての物が価格をもつ」という必要条件により、市場競争によって決定される価格はスミスの「見えざる手」が機能するのに必要な制度的条件として機能した結果、このような現象が生じたのである。呼応して全ての財が適正な価格を持つための条件が生じ、経済的相互作用が完備契約を通じて統治されることが前提とされるようになった。買い手が財・サービスを獲得するために支払う価格は、その生産と使用の結果として誰かによって負担される全ての費用を含むことになる。同時に、買い手が受け取る価格は、財・サービスを利用できるようにすることの(買い手やその他にとっての)全ての便益を含むようになる。ゆえに価格は買い手と売り手にとっての単なる私的費用であるというよりも、むしろ財の生産と分配の全て社会的な費用と便益を測るための手段になる。そのため、自己考慮的な人々は、たとえ無意識ではあるものの効用最大化を図ろうとする利己主義的な合理的経済人の行動を理想としていることが明らかになる。詳しくは、ボウルズ, サミュエル, 前掲書, pp. 25-26. を参照のこと。
- 46) 富永健一 (1995) p. 247.
- 47) ボウルズ, サミュエル, 前掲書, p. 84.
- 48) 野口悠紀夫 (1994) p. iii.
- 49) 同上書, pp.47~48.
- 50) 同上書, p.27.
- 51) 同上.
- 52) 同上書, pp. 13-14.
- 53) 大石嘉一郎 (1975) p.67.
- 54) 同上書, p.69.
- 55) 橋本寿郎 (1995) p.66.
- 56) 具体的に戦時経済は、国家独占資本主義の発展を促す一方で阻止も行われたと指摘される。日本の国家独占資本主義移行は戦争への道を切り開き、戦争経済が国家独占資本主義の発展を推進するものの、戦争の進展が国家独占資本主義の発展を押さえ込むとみただからである。その上で、敗戦前の国家独占資本主義的への変化が種々の阻害要因ゆえに成熟し得なかつ

- たと結論付けられた。すなわち敗戦が日本帝国主義を「破産させたが、国家独占資本主義の『遺産』は残ったとみなされたのである。詳しくは、大内力(1962) pp. 264-282. または pp. 72-73. を参照のこと。
- 57) 大石嘉一郎, 前掲書, p.71.
- 58) 旧財閥の編成替えに至っては、戦後に行われた財閥解体の原型であるとも主張された。詳しくは、大石嘉一郎, 前掲書, pp. 264-282. を参照のこと。
- 59) 野口悠紀雄, 前掲書, p. iii.
- 60) 大内力, 前掲書, pp.264-282.
- 61) 大内力, 前掲書, pp.264-282.
- 62) 富永健一, 前掲書, pp.252-253。
- 63) 同上書, p.241.
- 64) 同上書, p.358.
- 65) この戦間期において、地方財政は強い自主権をもっていたと野口氏は指摘する。野口氏は「1940年体制が、財財源を中央集権化したことを強調するためである。特定補助金として中央が地方に配るという仕組みもまた、同体制によって確立された」ことを強調した。詳しくは、同上書, p. 10. を参照のこと。
- 66) 野口悠紀雄, 前掲書, pp.32-34.
- 67) 同上書, p. 76.
- 68) 同上書, iii.
- 69) 同上.
- 70) 同上.
- 71) 同上.
- 72) 同上書, p. 3.
- 73) 同上書, p. 84.
- 74) 同上書, p. 87.
- 75) 同上書, pp. 77-78.
- 76) 同上書, p. 85.
- 77) 同上.
- 78) 1947年制定の「臨時資金調達法」により金利が法的に規制された。保積・両建・にらみ金融などにいる実質金利引き上げ手段も、厳しく統制された。人為的低金利政策によって生じる金融機関同士の競争に対しては、大蔵省は店舗行政を通じて規制を展開した。
- 79) 野口悠紀雄(1995) p. 76.
- 80) 同上書, pp. 100-101.
- 81) なおかつ、「外国為替管理法」の設置が金融ヒエラルキーの強まりに拍車をかけ、円転換により国内金融の国際金融からの完全な隔離も可能になった。ゆえに官僚機構は金融による経済コントロールを可能にしたと野口氏は指摘する
- 82) 野口悠紀雄, 同上書, pp. 101-103.
- 83) しかし、高度成長は競争を否定することによって実現できるであろうか。封建的な経済システムにおいて、野口氏は、行政指導によるカルテルや低生産性部門の競争制限を競争否定の具体的事例として挙げているが、それは高度成長から取り残された部門でしかない。このことから、「1940年体制」が高度成長のために機能したとは言えないと橋本氏は述べるが、米国型市場ベース型資本主義の対立概念として「1940年体制」を取り上げるためにも、橋本氏の見解は有益であると考えられる。詳しくは、橋本寿郎(1995) p. 77を参照のこと。
- 84) さらに「革新」性の歴史的由来として、「新興・革新」勢力の伸長を抑えるため、警視総監が「革新派化」した社会大衆党を期待した歴史的事実についても野口氏は触れる。
- 85) 橋本寿郎, 前掲論文, p. 77.
- 86) 野口悠紀雄(1994) p. 38.
- 87) 同上書, pp. 45-46。
- 88) 同上書, pp. 78-79.
- 89) 橋本寿郎, 前掲論文, pp.64-69.
- 90) 野口悠紀雄, 前掲書, pp. 74-86.
- 91) 同上書, p. 181.
- 92) 大蔵省財政史室編(1976)『昭和財政史—終戦から講和まで—第3巻アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社, p.410.
- 93) 大蔵省財政史室編, 前掲書, pp.410-411.
- 94) 中村隆英(1977) pp. 306-307.
- 95) 川合一郎(1995) p. 50.
- 96) 同上書, pp.51-52.
- 97) 同上書, pp.50-51.
- 98) 同上書, p. 52.
- 99) 同上書, pp.52-53.
- 100) 柴垣和夫(1995) pp. 186-177.
- 101) 同上.
- 102) 奥村宏(1991) pp.27-28.
- 103) 同上書, p.28.
- 104) 同上.
- 105) 同上書, p.22.
- 106) 同上書, pp.21-22.
- 107) 同上書, p.25.
- 108) 同上書, pp.25-26.
- 109) 同上書, p.19.
- 110) 同上書, p.21.
- 111) 本田祐三(1995) p. 71.
- 112) 同上論文, p. 72.
- 113) 同上論文, p. 76.
- 114) 同上論文, pp.73-74.
- 115) 同上論文, pp.74-75.
- 116) 同上.
- 117) 同上論文, p. 76.
- 118) 同上論文, pp.73-74.
- 119) 同上論文, pp. 84-89.
- 120) 同上論文, p. 84.
- 121) 川合一郎, 同上論文, p. 53.
- 122) 同上.
- 123) 奥村宏(1991) pp.55-56.
- 124) 同上書, pp.56-58.
- 125) 同上. 同上書, pp.56-58.
- 126) やがて、他の旧財閥系企業もまた三菱グループと同様の手段を講じるようになった。株買い占めに対する防衛策を練るためにも、三菱グループのようにして組織の団結を図ったのである。具体例として、三井不動産や大正海上火災保険などに対する買占め事件が挙げられる。買占められた株式は、すべて同系企業にはめ込むために買い戻された。引き取り株の同系企業所有のみならず、買占め予防措置としての株式持合いが大規模な展開を見せ始めたのである。日本における金融構造の特殊性として、各企業集団における株式の相互持合いもまた、急速な展開をみせるようになったと言えよう。詳しくは、同上書, p. 61-62.を参照のこと。
- 127) 同上書, p. 62.
- 128) 同上.
- 129) 同上書, pp.62-64.
- 130) 島田克美(1977) p. 339.
- 131) 同上論文, pp. 339-340.
- 132) 奥村宏, 前掲書, p. 341.
- 133) 三和良一(1992) pp. 108-112.
- 134) 三和良一(1997) p. 266.
- 135) 同上論文, pp. 266-267.
- 136) 大蔵省財政史室編(1976) p. 198.

- 137) 同上書, 198-199.
 138) 同上書, p. 199.
 139) 同上書, pp. 199-200.
 140) 同上書, p. 200.
 141) 同上書, p. 201.
 142) その翌年(1946年)1月6日には, 国際カルテルの専門家として, 戦時中より司法省, 国務省コンサルタントであったコーウィン・エドワーズを団長とするエドワーズ調査団が来日した。エドワーズは以下, ロバート・ドーキンス(副団長、連邦構成取引委員会), ウィリアム・B・ディクソン(司法省反トラスト部), ジェームス・M・ヘンダーソン(同、およびSCAP反トラスト・カルテル課長), サミュエル・ニール(同), R・Mハンター(オハイオ州立大学教授)、レイマンド・パーノン(国務省), ベンジャミン・ウォーレス(関税委員会)を構成員とする同調査委員会は, 2か月半にわたる作業の後, エドワーズ報告書をまとめた。同書はまた, 財閥解体のみならず, 経済力集中排除政策のためのガイドラインとしても重要視された。詳しくは, 同上書, pp.201-202. を参照のこと。
 143) 川合一郎(1995) pp. 16-17.
 144) 同上書, p. 17.
 145) 同上書, p. 17-18.
 146) 同上書, p. 18.
 147) 同上書, pp. 18-19.
 148) 同上論文, p. 19.
 149) 同上論文, pp. 19-20.
 150) 同上論文, p. 150.
 151) 奥村宏, 前掲書, 70.
 152) 同上書, pp. 72-73.
 153) 同上書, pp. 73-74.
 154) 香西泰(1992) pp. 312-313.
 155) 同上論文, pp. 313-314.
 156) 同上。
 157) 宮崎義一(1977) p. 81
 158) 同上書, p. 400.
 159) 同上書, p. 401.
 160) 同上書, pp. 27-28.
 161) サミュエル・ボウルズ, 前掲書, p. 357.
 162) 野口悠紀雄, 前掲書, pp. 32-34.
- ニタリアニズム入門』講談社。
 香西泰(1992)「6. 高度成長への出発」(『日本経済史7「計画化」と「民主化」』)岩波書店。
 古賀敬太編(2007)『政治概念の歴史的展開2』晃洋書房。
 サミュエル・ボウルズ(2013)塩沢由典, 磯谷明德, 植村博恭訳『制度と進化のミクロ経済学(叢書《制度を考える》)』NTT出版。
 柴垣和夫(1995)「財閥の株式公開—反財閥の非難かわす—」有沢広己監修『日本経済史1』日本経済新聞社。
 島田克美(1977)「財閥の復活—株式相互持合いで結束—」有沢広己編『昭和経済史』日本経済新聞社。
 ジョセフ・ヒース/瀧澤 弘和訳(2013)『ルールに従う—社会科学の規範理論序説(叢書《制度を考える》)』NTT出版。
 ジョン・ロールズ(2010)「正義論」(改訂版)川本隆史・福岡聡・神島裕子訳, 2010年, 紀伊國屋書店。
 ジョン・ロック(1968)「市民政府二論」鶴飼信成訳, 岩波文庫。
 富永健一(1995)『行為と社会システムの理論—構造—機能—変動理論をめざして』東京大学出版会。
 富永健一(2004)『近代化の理論』講談社学術文庫。
 中村隆英(1977)「ドッジ・ライン—「超均衡」財政に転換—」(有沢広己監修『昭和財政史』日本経済新聞社)
 中尾央(2008)「<特集:モデル> 人間行動の進化的研究における互惠的利他行動モデル. 科学哲学科学史研究」2008年2号。
 野口悠紀雄(1994)「『40年戦時体制』の超克は可能か」THIS IS 読売臨時増刊—がんばれ日本経済—読売新聞社。
 —————(1995)『1940年体制—「さらば戦時経済」』東洋経済新報社。
 橋本寿郎(1995)「『1940年体制』は現在と直結していない」(『週刊エコノミスト1995年5月2・9日合併号』)。
 藤本建夫(2011)「ドイツ自由主義経済学における市場と福祉—W. レプケの社会経済思想をめぐる—」, 『経済学史研究』経済学史学会, 52巻2号, 2011年。
 本田祐三(1995)『日本の景気』有斐閣。
 マイケル・J・サンデル 菊池 理夫訳(2009)『リベラリズムと正義の限界』勁草書房。
 宮崎義一(1977)「ワンセット主義—系列ごと多種の産業—」有沢広己監修『昭和経済史』日本経済新聞社。
 三和良一(1992)「3 戦後民主化と経済再建」(『日本経済史 7—「計画化と民主化—」』)岩波書店。
 三和良一(1977)「財閥解体—三井・三菱、強い抵抗—」有沢広己監修『昭和財政史』日本経済新聞社。
 山田鋭夫・植村博恭・原田裕治・藤田奈々子(2018)『市民社会と民主主義』藤原書店。

参考文献

日本語

- 大石嘉一郎(1975)「第2章 戦後改革と日本資本主義の構造変化—その連続性と断絶性」(『東京大学社会科学研究所編・戦後改革—1. 課題と視覚』東京大学出版会)。
 大内力(1962)『日本経済論・上』東京大学出版会。
 奥村宏(1992)『解体する「系列」と法人資本主義』社会思想社。
 大蔵省財政史室編(1976)『昭和財政史—終戦から講和まで—第3巻アメリカの対日占領政策』東洋経済新報社。
 川合一郎(1995)「ドッジ・ライン—引き締めで株式不況—」(有沢広己監修『日本経済史1』日本経済新聞社)。
 —————(1995)「財閥解体—株式所有構造変わる—」(有沢広己監修『日本証券史2』日本経済新聞社)。
 菊池理夫(2007)『日本を甦らせる政治思想:現代コミュ

英語

- Bowles, S., & Gintis, H. (1992) Power and Wealth in a Competitive Capitalist Economy," Philosophy and Public Affairs, Vol. 21, No. 4, pp. 325-353.
 Hayek, F.A (1948), Institutional and Economic Order (Routledge and Kegan Paul, London).
 Hayek, F.A, (1967) "The Legal and political philosophy of David Hume", in: A public lecture delivered at the University of Freiburg on July 18.1963(II Politico, XXVIII).
 Hayek, F.A (1980) The counter-Revolution of Science—Studies on Abuse of Reason (Liberty Fund Inc. 1980).

- Jean-Jacques Rousseau (1762) *Du Contrat Social ou Principes du droit politique*, Amsterdam).
- Leviathan or the Matter, Forme and Power of a Commonwealth Ecclesiasticall and Civil) 1947. ...
- Maurice Bruce (1947), *Leviathan or The Matter, Forme and Power of a Commonwealth Ecclesiasticall and Civil*).
- Samuel Bowles and Herbert Gintis (1986) Democracy and Capitalism: Property, Community, and the Contradictions of Modern Social Thought*, co-authored with Herbert Gintis (Basic Books, N.Y., 1986).
- Wattles, Jeffrey. 1996. *The Golden Rule*. Oxford University Press, pp. 225, incl. bibliography and index.

